



三重県公報

令和5年3月31日 (金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
33	地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	3
34	三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則	(私 学 課)	3
35	差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例施行規則	(人 権 課)	3
36	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水 産 振 興 課)	12
37	三重県農産物検査法施行細則の一部を改正する規則	(農産物安全・流通課)	19
38	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業誘致推進課)	21
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	37
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	38
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	44
	三重県人事委員会規則12-4 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則	(同)	51
公 安 委 規 則			
4	委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	52
企 業 庁 管 理 規 程			
2	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	53
3	三重県企業庁公印規程の一部を改正する管理規程	(同)	55
4	三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程の一部を改正する管理規程	(同)	55
5	三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程	(同)	56
6	三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程	(同)	57
7	三重県水道事業保安規程の一部を改正する管理規程	(同)	60
8	三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程	(同)	62
9	三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(同)	64
病 院 事 業 庁 管 理 規 程			
5	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	74
告 示			
235	政策企画部関係補助金等交付要綱	(戦 略 企 画 総 務 課)	74
236	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環 境 生 活 総 務 課)	76
237	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医 療 保 健 総 務 課)	76

238	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	80
239	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	86
240	観光部関係補助金等交付要綱	(同)	88

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十三号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十二年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 1 of the Mie Prefecture Enterprise Law, detailing the positions of staff members. The 'After' column lists positions like Deputy Director, Director, and various Supervisors. The 'Before' column lists similar positions but includes 'R D F Strategy Supervisor' and 'Total Inspection Supervisor' which are crossed out in the original image.

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十四号

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第十四号様式中「三重県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び三重県個人情報保護の保護に関する法律施行条例」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例施行規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十五号

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 助言、説示及びあつせん並びに勧告(第二条―第十四条)

第三章 三重県差別解消調整委員会(第十五条―第二十条)

第四章 三重県人権施策審議会(第二十一条・第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(令和四年三重県条例第二十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 助言、説示及びあつせん並びに勧告

(助言、説示又はあつせんを行うべき旨の申立て)

第二条 条例第十三条第一項の助言、説示又はあつせんの申立てをしようとする者は、助言(説示、あつせん)申立書(第一号様式)を知事に提出するものとする。ただし、当該申立てを行う者(以下「申立人」という。)が書面による申立てを行うことができないことについて相当の理由があると認められる場合は、口頭で行うことができる。

2 申立人は、必要に応じて、前項の書面に加え、助言、説示又はあつせんの申立ての参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 知事の指名する職員は、第一項ただし書の規定による口頭での申立ての場合には、当該申立てを録取しなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、申立人に読み聞かせる等の方法により誤りがないことを確認しなければならない。

(助言、説示又はあつせんに関する手続の手段)

第三条 知事は、条例第十四条第一項の規定による助言、説示又はあつせんに関する手続に当たっては、書面を作成した上で、必要とされる意思疎通のための手段により行うものとする。

(助言、説示又はあつせんの開始)

第四条 知事は、条例第十四条第一項の助言、説示又はあつせんに関する手続を行うときは、速やかに、申立人及び差別事案の相手方に対して、その旨を書面により通知するものとする。

(あつせん案の提示)

第五条 知事は、条例第十四条第一項のあつせんに当たっては、あつせん案を作成し、これを申立人及び差別事案の相手方に提示するものとする。この場合において、あつせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を申立人及び差別事案の相手方に提示することにより行うものとする。

- 1 当該あつせん案の内容及びその理由
- 2 その他参考となるべき事項

(あつせん受諾の通知)

第六条 知事は、あつせんの内容を申立人及び差別事案の相手方双方が受諾したときは、速やかに、申立人及び差別事案の相手方に対して、その旨を書面により通知するものとする。

(助言、説示又はあつせんの不実施)

第七条 知事は、条例第十四条第一項ただし書の助言、説示又はあつせんを行うことが適当でない判断したときは、速やかに、申立人に対して、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(助言、説示又はあつせんに係る調査)

第八条 知事は、条例第十四条第二項の調査に当たっては、申立人、差別事案の相手方その他の関係人に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(あつせんの打ち切り)

第九条 知事は、条例第十四条第六項の規定によりあつせんを打ち切ったときは、速やかに、申立人及び差別事案の相手方に対して、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(勧告の方式)

第十条 知事は、条例第十五条の規定による勧告を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 1 条例第十四条第一項の助言、説示又はあつせんに従わない者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- 一 勧告の原因となる事実
- 二 勧告の内容及び根拠となる条例の条項
- 四 その他知事が必要と認める事項

(意見聴取の通知)

第十一条 知事は、条例第十六条の規定により意見の聴取を行うに当たっては、意見の聴取を行うべき期日まで
に相当な期間をおいて、勧告の対象となる者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 差別事案の内容及び勧告の原因となる事実
- 二 予定される勧告の内容及び根拠となる条例の条項
- 三 意見の聴取の期日及び場所
- 四 期日への出頭を代えて陳述書(第二号様式)、証拠書類等を提出できること

(代理人の選任等)

第十二条 前条の規定による通知を受けた者(以下「勧告対象者」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、勧告対象者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。
- 3 勧告対象者は、第一項の規定により代理人を選任したときは、速やかに、代理人選任届出書(第三号様式)
により、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 勧告対象者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、速やかに、代理人資格喪失
届出書(第四号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。

(意見陳述の期日等の変更)

第十三条 勧告対象者又はその代理人は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見陳
述期日等変更届出書(第五号様式)により、意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 3 知事は、前二項の規定により意見の聴取の期日若しくは場所を変更したとき、又は第一項の規定による申出
を受けた場合において意見の聴取の期日若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を勧告対象
者又はその代理人に書面により通知するものとする。

(助言、説示及びあつせん並びに勧告の状況の公表事項)

第十四条 知事は、条例第十七条に規定する助言、説示若しくはあつせん又は勧告の状況の公表に当たっては、
次に掲げる事項により行うものとする。

- 一 助言、説示又はあつせんを行うべき旨の申立て内容
- 二 助言、説示若しくはあつせん又は勧告の実施に至る調査経過
- 三 助言、説示若しくはあつせん又は勧告の実施内容

第三章 三重県差別解消調整委員会

(三重県差別解消調整委員会)

第十五条 条例第十八条に規定する三重県差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)に委員長を置き、
委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理
する。

(会議)

第十六条 調整委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 調整委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 調整委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによ
る。

(会議の出席の特例)

第十七条 委員長が必要と認めるときは、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しなが
ら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)により会議に参加することができる。

- 2 オンラインにより参加した委員は、前条に規定する会議に出席したものとみなす。
- 3 オンラインにより参加した委員の音声を送受信できなくなった場合には、当該委員は、音声を送受信できな
くなった時に退席したものとみなす。
- 4 オンラインにより参加する場合、委員は、できる限り静寂な個室、その他これに類する施設で行わなければ

ならない。

(会議の非公開)

第十八条 調整委員会の会議は、非公開とする。ただし、調整委員会が認めたときは、公開することができる。

(庶務)

第十九条 調整委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委員長への委任)

第二十条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

第四章 三重県人権施策審議会

(三重県人権施策審議会)

第二十一条 第十五条から第十七条まで及び前二条の規定は、三重県人権施策審議会について準用する。この場合において「条例第十八条に規定する三重県差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)」とあるのは「条例第二十五条に規定する三重県人権施策審議会(以下「審議会」という。)」と、「委員長」とあるのは「会長」と、第十六条、第十九条及び前条中「調整委員会」とあるのは「審議会」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第二十二条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会は、必要があると認めるときは、当該専門の事項に知見を有する者の意見を聴くことができる。
- 4 第十五条から第十七条までの規定は、専門部会に準用する。この場合において「条例第十八条に規定する三重県差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、第十六条中「調整委員会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

第二十三条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に行われる調整委員会、委員の任期満了後最初に行われる調整委員会及び審議会並びに設置後最初に行われる専門部会の会議は、第十六条第一項(第二十一条第一項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、知事が招集する。

(三重県人権施策審議会規則の廃止)

- 3 三重県人権施策審議会規則(令和四年三重県規則第五十五号)は、廃止する。

第1号様式（第2条関係）

助言（説示、あっせん）申立書

年 月 日

三重県知事 宛て

申立人 住 所
氏 名
電話番号

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和4年三重県条例第25号）第13条第1項の規定により、次のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{助言} \\ \text{説示} \\ \text{あっせん} \end{array} \right\}$ の申立てをします。

1 差別を受けたとされる者

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 申立人との関係
- (4) 上記の差別を受けたとされるものの了承の有無 有 無

2 差別をしたとされる者

- (1) 住所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）
- (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）

3 差別事案の概要（日時・場所・被った差別行為 等）

4 相談の状況

- (1) 相談を行った日
- (2) 相談を行った県の機関

5 求める助言、説示又はあっせんの内容

6 該当する場合は

- 裁判所による判決等が確定している
- 裁判所等で係争中である

7 その他参考となる事項

第2号様式（第11条関係）

陳 述 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例第16条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

1 意見聴取の通知文書の番号及び日付

第 号

年 月 日

2 予定される勧告の内容及び勧告の原因となる事実についての意見

3 その他参考となる事項

第3号様式（第12条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

次の者を代理人として選任したので、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる
条例施行規則第12条第3項の規定により届け出ます。

意見聴取の通知文書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所及び連絡先	住所 連絡先（電話番号）
代理人の氏名	
勧告の対象となる者との関係	

第4号様式（第12条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

次の代理人がその資格を失ったので、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる
条例施行規則第12条第4項の規定により届け出ます。

意見聴取の通知文書 の番号及び日付	第 年 月 日 号
代理人の住所及び連絡先	住所 連絡先（電話番号）
代理人の氏名	

第5号様式（第13条関係）

意見陳述期日等変更申出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取の通知文書の番号及び日付		第 年 月 日 号			
変更申出事項	変更前	期日	年	月	日 時 分
		場所			
	変更希望	期日	年	月	日 時 分
		場所			
変更申出の理由					

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十六号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付け)</p> <p>第一条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号。以下「政令」という。）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、同法施行令（平成二十年政令第二百三十四号）及び同法第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、同法施行令（平成二十年政令第二百九十六号）及び同法施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）、同法施行令（平成二十三年政令第十五号）、同法施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和四年農林水産省告示第五百三十五号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第四条第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和四年農林水産省告示第五百三十六号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「みどりの食料システム法」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十九号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第一条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号。以下「政令」という。）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、同法施行令（平成二十年政令第二百三十四号）及び同法第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、同法施行令（平成二十年政令第二百九十六号）及び同法施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）、同法施行令（平成二十三年政令第十五号）、同法施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和四年農林水産省告示第五百三十五号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第四条第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和四年農林水産省告示第五百三十六号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「東日本大震災特財法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百二十二号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるもののほか、この規則に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた中小企業者</p>

以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号。以下「東日本大震災特財令」という。)の定めるもののほか、この規則に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた中小企業者であつて同条第二項第二号ハに規定する措置を行う者(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等であつて同条第四項第三号に掲げる措置を行う者(以下「促進事業者」という。)については、経営等改善資金(別表の一の表資金の種類のカ一から七までに掲げる資金に限る。)を貸し付ける。

(貸付資格の申請)

第六条 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(第一号様式)に別に定める経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(以下「事業計画書」という。)(農商工等連携促進法第十四条の場合には同法第五条第三項の認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第十条の特例の場合には同法第五条第二項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第十一条の場合には同法第六条第三項の認定総合化事業計画を、みどりの食料システム法第二条第四項に規定する環境負荷低減事業活動にあつては同法第二十条第三項の認定環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第二十二條第三項の認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。以下同じ。)、沿岸漁業改善資金貸付申請書(第二号様式)その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 5 (略)

別表の一の表を次のように改める。

であつて同条第二項第二号ハに規定する措置を行う者(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等であつて同条第四項第三号に掲げる措置を行う者(以下「促進事業者」という。)については、経営等改善資金(別表の一の表資金の種類のカ一から七までに掲げる資金に限る。)を貸し付ける。

(貸付資格の申請)

第六条 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(第一号様式)に別に定める経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(以下「事業計画書」という。)(農商工等連携促進法第十四条の場合には同法第五条第二項の認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第十条の特例の場合には同法第五条第二項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第十一条の場合には同法第六条第三項の認定総合化事業計画を含む。以下同じ。)、沿岸漁業改善資金貸付申請書(第二号様式)その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 5 (略)

別表（第二条関係）

一 経営等改善資金

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
<p>一 操船作業省力化機器等設置資金</p> <p>自動操だ装置その他操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機械等」という。）の設置に必要な資金</p>	<p>一 自動操だ装置の設置費用</p> <p>二 遠隔操縦装置の設置費用</p> <p>三 サイドスラスターの設置費用</p> <p>四 レーダーの設置費用</p> <p>五 自動航跡記録装置の設置費用</p> <p>六 GPS受信機の設置費用</p>	<p>五百万円（自動操だ装置を設置する場合にあつては一台につき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては一台につき五十万円、サイドスラスターを設置する場合にあつては一台につき四百万円、レーダーを設置する場合にあつては一台につき百八十万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、GPS受信機を設置する場合にあつては一台につき百三十万円）</p>	<p>七年以内（据置期間一年以内を含む。）、農商工等連携促進法第十四条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の沿岸漁業改善資金の特例の場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、みどりの食料システム法第二十五条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
<p>二 漁ろう作業省力化機器等設置資金</p> <p>動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>一 動力式つり機の設置費用</p> <p>二 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用</p> <p>三 ネットホーラー等の揚網機の設置費用</p> <p>四 巻取りウインチの設置費用</p> <p>五 放電式集魚灯の設置費用</p> <p>六 漁業用クレーンの設置費用</p> <p>七 漁獲物等処理装置の設置費用</p> <p>八 海水冷却装置の設置費用</p> <p>九 海水殺菌装置の設置費用</p> <p>十 漁業用ソナーの設置費用</p> <p>十一 カラー魚群探知機の設置費用</p> <p>十二 潮流計の設置費用</p>	<p>五百万円（動力式つり機を設置する場合にあつては一件につき五百万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては一台につき五百万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき二百万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては一台につき四百万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては一台につき五百万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては一台につき百八十万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては一台につき三百万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては一台につき五百万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては一台につき百五十万円、潮流計を設置する場合にあつては一台につき五百</p>	<p>七年以内（据置期間一年以内を含む。）、農商工等連携促進法第十四条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の沿岸漁業改善資金の特例の場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、みどりの食料システム法第二十五条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>

<p>三 補機関等駆動機器等設置資金 前二号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>一 補機関（動力取り出し装置付きの推進機関を含む。）の設置費用 二 油圧装置の設置費用</p>	<p>万円） 五百万円（補機関（動力取り出し装置付きの推進機関を含む。）を設置する場合にあつては一台につき四百万円、油圧装置を設置する場合にあつては一台につき五百万円）</p>	<p>七年以内（据置期間一年以内を含む。）、農工商等連携促進法第十四条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の沿岸漁業改善資金の特例の場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、みどりの食料システム法第二十五条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
<p>四 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>	<p>一 漁船用環境高度対応機関の設置費用 二 定速装置の設置費用 三 発光ダイオード式集魚灯の設置費用</p>	<p>二千五百万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては一台につき二千四百万円、定速装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき千三百万円）</p>	<p>七年以内（据置期間一年以内を含む。）、農工商等連携促進法第十四条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の沿岸漁業改善資金の特例の場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、みどりの食料システム法第二十五条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
<p>五 新養殖技術導入資金 政令第二条の表第五号に規定する農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 一 養殖施設の設備費用 二 種苗の購入費用又は生産費用 三 餌料の購入費用</p>	<p>四百万円（水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合にあつてはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあつてはその会社）一人（一社）につき四百万円）</p>	<p>四年以内（据置期間二年以内を含む。）、農工商等連携促進法第十四条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の沿岸漁業改善資金の特例の場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）、みどりの食料システム法第二十五条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>

<p>六 資源管理型漁業推進資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決を締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>一 水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置（漁具又は漁法の制限、操業時間又は操業期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等の措置をいう。以下同じ。）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>二 一と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>ア 低利用資源若しくは未利用資源の開発又は利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ 漁獲物の付加価値の向上措置を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用</p>	<p>千二百万円</p>	<p>置期間二年以内を含む。)</p> <p>十年以内（据置期間三年以内を含む。）、農商工等連携促進法第十四条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の沿岸漁業改善資金の特例の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、みどりの食料システム法第二十五条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。)</p>
<p>七 環境対応型養殖業推進資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決を締結して養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量及び方法を改善し、並びに薬品及び漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>一 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量及び方法を改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>二 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行</p>	<p>二千万円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、千二百万円）</p>	<p>十年以内（据置期間三年以内を含む。）、農商工等連携促進法第十四条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の沿岸漁業改善資金の特例の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、みどりの食料システム法第二十五条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。)</p>

	<p>うのに必要な高耐波性い けず、金網いけず、自動 網いけず洗浄機、付着物 駆除用生物培養器、酸素 供給装置、水流発生装置、 ばっ気装置等の設置費用</p> <p>三 一又は二に関連して必 要な餌料成分分析機、水 質測定機、底質測定機、 残留検査機器、肉質検査 機器、畜養施設等の購入 費用若しくは設置費用又 は医薬品、飼料、水産廃 棄物高度処理機、ワクチ ン注射装置、固定物回収 装置、水質ロガー、漁場 管理ソフト等の購入費用</p>		
<p>八 乗組員安全機器等設 置資金 漁船に設置される転 落防止用手すりその 他の漁船の乗組員の生命 又は身体の安全を確保 するための機器等の設 置に必要な資金</p>	<p>一 転落防止用手すりの設 置費用 二 安全カバー装置の設置 費用 三 揚網機安全装置の設置 費用</p>	<p>百五十万円（転落防止用手 すり又は安全カバーを装置 する場合にあつては五十万 円、揚網機安全装置を設置す る場合にあつては四十万円）</p>	<p>貸付けの内容の欄第一号から第 三号までについては五年以内（据 置期間一年以内を含む。）</p>
<p>九 救命消防設備購入資 金 漁船に備え付けられ る救命胴衣その他の救 命設備又は消火器その 他の消防設備の購入に 必要な資金</p>	<p>一 救命胴衣の購入費用 二 消火器の購入費用 三 イーパブの購入費用 四 レーダートランスポン ダの購入費用 五 小型漁船緊急連絡装置 の購入費用</p>	<p>百三十万円（救命胴衣又は 消火器を購入する場合にあ つては十万円、イーパブを購 入する場合にあつては六十 万円、レーダートランスポン ダを購入する場合にあつて は六十五万円、小型漁船緊急 連絡装置を購入する場合に あつては一件につき百三十 万円）</p>	<p>貸付けの内容の欄第一号及び第 二号については二年以内、同欄第 三号から第五号までについては五 年以内</p>
<p>十 漁船転覆防止機器等 設置資金 漁獲物の横移動防止 装置その他の漁船の転 覆又は沈没を防止す るための機器等の設置に 必要な資金</p>	<p>一 漁獲物の横移動防止装 置の設置費用 二 甲板下の魚そうの設置 費用</p>	<p>百五十万円（漁獲物の横移 動防止装置を設置する場合 にあつては三十万円、甲板上 の魚そうを廃し、これに代え て甲板下に魚そうを設置す る場合にあつては百万円）</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を 含む。）</p>
<p>十一 漁船衝突防止機器 等購入等資金 レーダー反射器その 他の漁船の衝突を防止 するための機器の購入 又は設置に必要な資金</p>	<p>一 レーダー反射器の購入 又は設置費用 二 無線電話の設置費用</p>	<p>百二十万円（レーダー反射 器又は無線電話を購入し、又 は設置する場合において、そ れぞれにつき四十万円）</p>	<p>五年以内</p>

<p>十二 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金</p>	<p>漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付ブイ）の購入費用</p>	<p>個人にあつては一人につき七十万円、団体又は会社にあつては一人につき百三十万円</p>	<p>五年以内</p>
<p>十三 青のり漁業省力化機器設置資金 青のり漁業省力化を行うための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>一 青のりさばき機の設置費用 二 青のり乾燥機の設置費用</p>	<p>二百万円（青のりさばき機を設置する場合にあつては一台につき五十万円、青のり乾燥機を設置する場合にあつては一台につき百五十万円）</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
<p>十四 のり作業省力化・品質向上設備設置資金 のり漁業の作業の省力化及び品質向上を行うための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>一 異物選別機の設置費用</p>	<p>四百万円</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
<p>十五 黒のり作業省力化機器設置資金 黒のり漁業の作業の省力化を行うための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>一 黒のりの原藻を全自動で抄製させ、脱水させ、乾燥させ、及びはく離させる大型乾燥機の設置費用</p>	<p>千五百万円</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県農産物検査法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十七号

三重県農産物検査法施行細則の一部を改正する規則

三重県農産物検査法施行細則（平成二十八年三重県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(農産物検査の報告)	(農産物検査の報告)
第五条 (略)	第五条 (略)
21 前項の報告は、農林水産省共通申請サービスを利用 する方法により、これに代えて行うことができる。	

第四号様式の次に次の様式を加える。

第4号様式の2（第5条関係）

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：水稲うるち玄米

生産年度：

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	検査量目	検査総数量	品位の測定結果								備考				
					容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	破粒	着色粒	異種穀粒					
												基準値以下		基準値超	基準値以下	基準値超	
(検査区分) 計																	
(検査区分) 計																	
合 計																	

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 「検査区分」の欄には法第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。

3 数量の単位は、キログラムとすること。

4 品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値以下」となった加重割合を記載する。

第八号様式中

「

3等	規格外	を
----	-----	---

」

「

3等 (等外)	規格外 (等外上)	に改める。
------------	--------------	-------

」

第九号様式中「裸麦」を「はだか麦」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第三十八号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	
事業の種類	認定の基準	事業の種類	認定の基準
一～三（略）	（略）	一～三（略）	（略）
四 第四条第二号又は第三号又は業種に属する事業	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税に掲げる分野の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、</p>	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町</p>	

	<p>南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p>		<p>又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p>
五 (略)	(略)	五 (略)	(略)
六 第四条第一号又は第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、県南部地域で行う事業	<p>一 県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 県南部地域のうち伊勢市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p>	六 第四条第一号又は第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、県南部地域で行う事業	<p>一 県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p>
七 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、 <u>宿泊施設の立地にかかわる事業</u>	<p>立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 <u>土地又は旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第4条に基づき営業の全部を停止若しくは廃止した旨を届け出ている宿泊施設を取得し、新たな宿泊施設を開業するものであること。</u></p> <p>二 <u>操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が五億円以上であること。</u></p> <p>三 <u>操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</u></p> <p>四 <u>操業開始の日から三年を経過する日までの間、三に掲げる要件を満たしていること。</u></p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 <u>10室以上の客室数を有し、うち5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。</u></p>	七 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属する事業	<p>立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 <u>雇用、経済波及等が県の経済に特に貢献するものとして知事が認めるものであること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p>

	八 地域産品を活用した飲食施設を有すること。 九 英語で対応可能なスタッフが常駐しており、県内の広域な観光案内サービスを提供できること。 十 宿泊客が無料で利用可能なWi-Fi環境が整備されていること。
八 (略)	(略)

備考

一～七 (略)

別表第三(第八条関係)

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一～三 (略)	(略)	(略)
四 研究開発施設等立地補助金	一 (略)	(略)
	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ (略) ロ (略) ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。 ニ (略)	(略)
	三 (略)	(略)
五・六	(略)	(略)

八 (略)	(略)

備考

一～七 (略)

別表第三(第八条関係)

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一～三 (略)	(略)	(略)
四 研究開発施設等立地補助金	一 (略)	(略)
	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ (略) ロ (略) ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。 ニ (略)	(略)
	三 (略)	(略)
五・六	(略)	(略)

(略)		
七 <u>上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金</u>	次に掲げる要件を全て満たすこと。 一 別表第二第七号の項下欄に掲げる基準を全て満たしていること。 二 操業開始の日から三年を経過する日までの間、前号に掲げる要件を引き続き満たしていること。 三 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額及び土地造成費用の合計に百分の十を乗じて得た額（ただし、立地する基礎自治体を対象区域とする地域連携DMO（公益社団法人三重県観光連盟を除く。）又は地域DMOと連携して事業を実施する場合は百分の二十を乗じて得た額）とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは五億円とする。
八 (略)	(略)	(略)

備考

一～四 (略)

五 「DMO」とは、観光庁「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に則して登録された、登録DMO及び候補DMOをいう。また「地域連携DMO」とは、複数の地方公共団体に跨がる区域を一体とした観光地域として、「地域DMO」とは、原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織をいう。

観光地づくりの推進に関する条例

(略)		
七 <u>サービス産業立地補助金</u>	次に掲げる要件を全て満たすこと。 一 別表第二第七号の項下欄に掲げる基準を全て満たしていること。 二 操業開始の日から三年を経過する日までの間、前号に掲げる要件を引き続き満たしていること。 三 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額は、一億円を超えるときは、一億円とする。
八 (略)	(略)	(略)

備考

一～四 (略)

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

立地計画認定申請書

三重県知事 宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第 4 条第 1 項の規定により、立地計画について認定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

担 当 者 連 絡 先	氏 名	
	所 属 名	
	電話／電子メール	

(規格 A4 版)

別紙

立地計画

(氏名又は名称)

1 企業の概要

(1) 企業の名称等

氏名又は名称		代表者名	
住所又は所在地		設立年月日	年 月 日
資本金	円	外資比率	%
従業員数	人		

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (ア) 法人にあっては、その定款及び登記事項証明書
- (イ) 県を当事者又は立会人とする立地に関する協定書等の写し
- (ウ) 企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料
- (エ) 外資系企業にあっては、外国資本の比率を証明する書類

(2) 主要な事業所の概要

名称	所在地	操業開始年月	事業従事者数	主要な事業内容及び生産品目等
		年 月		
		年 月		
		年 月		
計		—		—

注 マザー工場の立地を行おうとする者には、支援及び指導を行う工場についても記載してください。

(3) 過去3年間の収支状況

(単位 百万円)

区分	年度	年度	年度	備考
売上げ				
当期利益				

注 過去3年間の決算書(附属明細書を含む。)を添付してください。

(4) 直近の年度における三重県への納税額

(単位 千円)

法人事業税	法人県民税	不動産取得税	合計

注 三重県の県税の納税証明書(全ての県税に滞納がないこと。)を添付してください。

2 立地に係る事業の概要

事業所の名称	
業種	
事業内容	

注 「事業内容」の欄については、製造業及び地域資源を活用した企業の立地を行おうとする者には立地計画終了時点における生産品目の数量及び生産額の見込み、マザー工場の立地を行おうとする者には支援及び指導を行う他工場について、スマート工場の立地を行おうとする者には情報の分析又は活用方法及び生産性向上等の見込みについて、研究開発施設の立地を行おうとする者には研究開発の内容の詳細を記載してください。また、宿泊施設の立地を行おうとする者には、客室数、専有面積、飲食施設、英語対応、観光案内、Wi-Fi環境、及びDMOとの連携について、詳細を記載してください。

さらに、本社機能の移転を行おうとする者には、移転する本社機能の詳細について記載してください。

3 立地の場所等及び時期

(1) 立地の場所等

所在地	
事業所用地の面積	m ²
法令による土地利用の規制の状況	

(2) 立地の時期

区分	実施時期			
	着工	年月日	しゅん 竣工	年月日
建設工事				
賃貸借契約	契約の締結	年月日		
機械設備等	設置	年月日		
操業開始	年月日	移転完了	年月日	

注 「移転完了」の欄については、本社機能の移転を行おうとする者のみ記載してください。

4 立地に係る用地及び建物の取得等に関する事項

(1) 用地取得又は賃借

所在地	面積	契約年月日	所有権移転等登記 年月日	備考
	m ²	年月日	年月日	
	m ²	年月日	年月日	
計	m ²	—	—	

(2) 土地利用に関する法令の規定による許可その他処分の状況又は見込み

許可その他処分の内容	申請年月日	申請先	許可その他処分の 年月日	許可その他処分の 見込み
	年月日		年月日	
	年月日		年月日	

(3) 建物等の面積

(単位 m²)

区分	事業所全体		備考
	建築面積	延床面積	
建物及び附属設備			
その他			
合計			

注 建物等の配置計画図及び面積が確認できる資料を添付してください。

5 立地に伴う設備投資及び雇用に関する事項

(1) マイレージ適用以外

(ア) 投資計画

(単位 千円)

区 分	計 画					備 考
	操業時まで (. ~ .)	操業後1年 (. ~ .)	操業後2年 (. ~ .)	操業後3年 (. ~ .)	合 計	
用 地						
土地造成費						
建物及び附属設備						
機械設備等						
家 賃						
そ の 他						
合 計						
補助金交付申請予定	補助金の種類					
	交付申請予定額					

注

- 「土地造成費」の欄については、上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金を利用しようとする者のみ記載してください。
- 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。
- 本社機能の移転を行おうとする者は、移転完了時まで及び移転完了後3年までの計画を記載してください。

(イ) 事業従事者等の数

(単位 人)

区 分	計 画				
	認定申請時 (.)	操業開始時(移 転完了時) (.)	操業開始後(移 転完了後)1年 (.)	操業開始後(移 転完了後)2年 (.)	操業開始後(移 転完了後)3年 (.)
事業従事者	()	()	()	()	()
常用雇用者	()	()	()	()	()
その他の事業従事者					

注

- 「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等の人数を記載してください。
- 本社機能の移転を行おうとする者にあつては、移転完了時まで及び移転完了後3年までの計画を記載してください。また、()内に本社機能部門で勤務する人数について記載してください。

(2) マイレージ適用

(ア) 投資計画

(単位 千円)

区 分	計 画						合 計
	認定後 1年 (・)	認定後 2年 (・)	認定後 3年 (・)	認定後 4年 (・)	認定後 5年 (・)	認定後 6年 (・)	
用 地							
建物及び附属設備							
機 械 設 備 等							
そ の 他							
合 計							

注 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。

(イ) 事業従事者等の数

(単位 人)

区 分	計 画						
	認 定 申請時 (・)	認定後 1年 (・)	認定後 2年 (・)	認定後 3年 (・)	認定後 4年 (・)	認定後 5年 (・)	認定後 6年 (・)
事 業 従 事 者							
常用雇用者	()	()	()	()	()	()	()
45歳未満の者		【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
45歳以上の者		【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
その他の事業従事者							

注

- 「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等を記載してください。
- () 内に本社機能部門で勤務する人数について記載してください。
- 【 】 内に新たに採用され、県外から県内に住所を移した者の人数について記載してください。
なお、企業内での転勤を含みません。

(ウ) 補助金の交付申請予定

補助金の種類	
--------	--

項目		計画値①	補助率②	計 (①×②)
投資額		千円	%	千円
事業従事者増加数	うち45歳未満	人	500千円	千円
	うち45歳以上	人	300千円	千円
	うち県外からの採用者	人	500千円	千円
	交付申請予定額	千円		

注 「事業従事者増加数」の欄については、成長産業立地補助金、マザー工場型拠点立地補助金及び外資系企業アジア拠点立地補助金の場合は5人を、地域資源活用型産業等立地補助金の場合は3人を除いた人数を記載してください。

(エ) 県内障害者雇用率

(単位 %)

区 分	計 画					
	認定申請時 (.)	認定後1年 (.)	認定後2年 (.)	認定後3年 (.)	認定後4年 (.)	認定後5年 (.)
県内障害者雇用率						

6 立地に必要な資金の額及び調達方法

(単位 千円)

区 分	投資額	調 達 方 法				備考	
		自己資金	補助金、奨励金等	借入金			その他の資金
				銀行	その他		
用 地							
建物及び附属設備							
機 械 設 備 等							
家 賃							
そ の 他							
計							

注 資金調達の方法が借入金による場合であって、担保権を設定するときは、備考欄にその担保権の種類を記載してください。

7 立地に係る環境の保全に関する事項

(1) 環境保全に対する当該事業所の取組

大気関係（粉塵 ^{じん} 及び悪臭関係）	
水質関係（土壌汚染関係を含む）	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他の取組	

(2) 環境の保全に関する国、県、市町等の施策への協力

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

事業実施状況報告書

三重県知事 宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第9条の規定により、 年 月 日付け 第 号で認定通知のあつた認定計画の実施状況（ 年 月 日から 年 月 日まで）について、次のとおり報告します。

1 企業の概要（ 年 月 日現在）

(1) 企業の名称等

住所又は所在地			
氏名又は名称		代 表 者 名	
資 本 金	円	外 資 比 率	%
従 業 員 数	人		

注 1 法人にあつては、その登記事項証明書を添付してください。

2 次に掲げる書類について、提出済みの内容から変更のあつた年度においては、最新のものを添付してください。

- (ア) 定款及び役員一覧表
- (イ) 企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料
- (ウ) 外資系企業にあつては、外国資本の比率を証明する書類

(2) 主要な事業所の概要（ 年 月 日現在）

名 称	所 在 地	操業開始年月	事業従事者数	主要な事業内容及び生產品目
		年 月	人	
		年 月	人	
		年 月	人	
計	—	—	人	—

(3) 収支状況（直近の決算状況）

（単位 百万円）

区 分	額 及 び 率	備 考
売 上 げ		
当 期 利 益		

注 当該年度の決算書（附属明細書を含む。）を添付してください。

(4) 直近の年度における三重県への納税額

（単位 千円）

法 人 事 業 税	法 人 県 民 税	不 動 産 取 得 税	合 計

注 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がないこと。）を添付してください。

2 立地に係る事業の概要

事業所の名称	
業種	
事業内容	
立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境	

注 事業内容等を証明する資料を添付してください。

3 立地の場所等及び時期

(1) 立地の場所等

所在地	
事業所用地の面積	m ²
法令による土地利用の規制の状況	

(2) 立地の時期

区分	実施時期			
	建設工事	着工	年月日	しゅん 竣工
賃貸借契約の締結		年月日	機械設備等設置	年月日
移転完了	年月日			
操業開始	1回目	年月日	2回目	年月日

注

- 「移転完了」の欄については、本社機能の移転を行おうとする者のみ記載してください。
- 「操業開始」の欄については、3回目以降が発生する場合は欄を追加して記載してください。

4 立地に係る用地及び建物に関する事項

(1) 用地取得又は賃借

所在地	面積	契約年月日	所有権移転等登記年月日	備考
	m ²	年月日	年月日	
	m ²	年月日	年月日	
計	m ²	—	—	

(2) 土地利用に関する法令の規定による許可その他処分の状況又は見込み

許可その他処分の内容	申請年月日	申請先	許可その他処分の年月日	許可その他処分の見込み
	年月日		年月日	
	年月日		年月日	

(3) 建物等の面積

区分	事業所全体		備考
	建築面積	延床面積	
建物及び附属設備	m ²	m ²	
その他	m ²	m ²	
合計	m ²	m ²	

注 建物等の配置計画図及び面積が確認できる資料を添付してください。

5 立地に伴う設備投資及び雇用に関する項目

(1) マイレージ適用以外

(ア) 投資計画及び実績

(単位 千円)

区 分	計画及び実績					備 考
	操 業 開 始 時 ま だ (~) (実績)	操 業 後 1 年 度 (~) (計画・実績)	操 業 後 2 年 度 (~) (計画・実績)	操 業 後 3 年 度 (~) (計画・実績)	合 計	
用 地						
土 地 造 成 費						
建 物 及 び 附 属 設 備						
機 械 設 備 等						
家 賃						
そ の 他						
合 計						
※補助対象経費						

注

- 1 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。
- 2 「実績」の項に係る固定資産の明細書を添付してください。
- 3 補助対象となる投下償却資産に担保権を設定する場合は、備考欄にその担保権の種類を記載するとともに、それを証する書類を添付してください。

(イ) 事業従事者等の数

(単位 人)

区 分	計画及び実績					備 考
	認 定 申 請 時 (.)	操 業 開 始 時 (移 転 完 了 時) (.) (実績)	操 業 開 始 後 (移 転 完 了 後) 1 年 (.) (計画・実績)	操 業 開 始 後 (移 転 完 了 後) 2 年 (.) (計画・実績)	操 業 開 始 後 (移 転 完 了 後) 3 年 (.) (計画・実績)	
事業従事者	()	()	()	()	()	
常用雇用者	()	()	()	()	()	
その他の事業従事者						

注

- 1 「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等の人数を記載してください。
- 2 本社機能の移転を行おうとする者にあつては、移転完了時まで及び移転完了後3年までの計画を記載してください。また、()内に本社機能部門で勤務する人員数について記載してください。

(2) マイレージ適用

(ア) 投資計画及び実績

(単位 千円)

区 分	計 画							合 計
	操業開 始時ま で (認定後 年月) (・) (実績)	操業開 始後1 年 (認定後 年月) (・) (計画・ 実績)	操業開 始後2 年 (認定後 年月) (・) (計画・ 実績)	操業開 始後3 年 (認定後 年月) (・) (計画・ 実績)	操業開 始後4 年 (認定後 年月) (・) (計画・ 実績)	操業開 始後5 年 (認定後 年月) (・) (計画・ 実績)	操業開 始後6 年 (認定後 年月) (・) (計画・ 実績)	
	用 地							
建物及び附 属設備								
機械設備等								
そ の 他								
合 計								
※補助対 象経費								

注

- 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の項については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。
- 「実績」の項に係る固定資産の明細書を添付してください。
- 補助対象となる投下償却資産に担保権を設定する場合は、備考欄にその担保権の種類を記載するとともに、それを証する書類を添付してください。

(イ) 事業従事者等の数

(単位 人)

区 分	計 画							
	認定申請 時 (・)	操業開始 時 (認定後年 月) (・) (実績)	操業開始 後1年 (認定後年 月) (・) (計画・実 績)	操業開始 後2年 (認定後年 月) (・) (計画・実 績)	操業開始 後3年 (認定後年 月) (・) (計画・実 績)	操業開始 後4年 (認定後年 月) (・) (計画・実 績)	操業開始後 5年 (認定後年 月) (・) (計画・実 績)	操業開始 後6年 (認定後 年月) (・) (計画・実 績)
	事業従事者							
常用雇用者	()	()	()	()	()	()	()	()
45歳未満の者		【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
45歳以上の者		【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
その他の事業従 事者								

注

- 「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等を記載してください。

- 2 ()内に本社機能部門で勤務する人員数について記載してください。
- 3 【 】内に新たに採用され、県外から県内に住所を移した者の人数について記載してください。
なお、企業内での転勤を含みません。

(ウ) 県内障害者雇用率

(単位 %)

区 分	計画及び実績					
	認定申請時 (.)	認定後 1 年 (.) (計画・実績)	認定後 2 年 (.) (計画・実績)	認定後 3 年 (.) (計画・実績)	認定後 4 年 (.) (計画・実績)	認定後 5 年 (.) (計画・実績)
県内障害者 雇用率						

6 立地に係る環境の保全に関する取組

(1) 環境保全に対する当該事業所の取組

大気関係（粉塵及び悪臭関係）	
水質関係（土壌汚染関係を含む。）	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他の取組	

(2) 環境の保全に関する国、県、市町等の施策への協力

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に認定を受けた三重県企業立地促進条例（平成十五年三重県条例第一号）第四条第一項の規定による立地計画（以下この項において単に「立地計画」という。）について適用し、同日前に認定を受けた立地計画については、なお従前の例による。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特種勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十四（職員の特種勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十四（職員の特種勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第五条関係） 保健福祉業務手当		別表第三（第五条関係） 保健福祉業務手当	
適用範囲	支給額	適用範囲	支給額
一～五（略）	（略）	一～五（略）	（略）
六 条例第五条 第一項第六号 に規定する業 務に従事する 者	1～9（略） 10 薬剤師 月額 一三、〇 五〇円 11・12（略）	六 条例第五条 第一項第六号 に規定する業 務に従事する 者	1～9（略） 10 薬剤師及び人事委 員会が別に定める者 月額 一三、〇 五〇円 11・12（略）
七・八（略）	（略）	七・八（略）	（略）
別表第十一（第二十六条関係） 刑事作業手当等		別表第十一（第二十六条関係） 刑事作業手当等	
適用範囲	支給額	適用範囲	支給額
一～四（略）	（略）	一～四（略）	（略）
五 条例 第三十 四条第 一項に 規定す る警察 特殊業 務に従 事する 者	1～11（略） 12 条例第 三十四 条第 一項に 規定す る警察 特殊業 務に従 事する 者 (1) 銃器若しくは 銃砲刀剣類 所持等取締法 (昭和三十三年 法律第六号) 第三条第一項 に規定するク ロスボウをい う。(以下「銃 器等」という) 又は銃器等と 思料されるも のを使用して	五 条例 第三十 四条第 一項に 規定す る警察 特殊業 務に従 事する 者	1～11（略） 12 条例第 三十四 条第 一項に 規定す るもの を使用 している 犯罪 現場にお ける 犯人の逮 捕等の 業務に従 事する 者 月額 一、六四 〇円

	いる犯罪現場における犯人の逮捕等の業務に従事する者		
	(2) 銃器等を所持する犯人の逮捕の業務に従事する者	日額 一、一〇〇円	
	(3) (略)	(略)	
	(4) (2)の業務に付随して行われる固定配置の業務(銃器等を使用した犯人の逮捕の業務に限る。)その他の他人事委員会がこれに相当すると認めるものに従事する者	日額 八二〇円	

	いる犯罪現場における犯人の逮捕等の業務に従事する者		
	(2) 銃器等を所持する犯人の逮捕の業務に従事する者	日額 一、一〇〇円	
	(3) (略)	(略)	
	(4) (2)の業務に付随して行われる固定配置の業務(銃器等を使用した犯人の逮捕の業務に限る。)その他の他人事委員会がこれに相当すると認めるものに従事する者	日額 八二〇円	

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一(第二条関係)			別表第一(第二条関係)		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事部 局 本庁	部長	一種	知事部 局 本庁	部長	一種
	理事 会計管理者			理事 会計管理者	
	出納局長	デジタル社会推進局 長 出納局長		(略)	
	(略)	(略)			
次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。)	五種	次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。)	五種		

コンプライアンス総括監	コンプライアンス総括監
ひとづくり政策総括監	ひとづくり政策総括監
ゼロエミッションプロジェクト総括監	ゼロエミッションプロジェクト総括監
プロモーション総括監	プロモーション総括監
太平洋・島サミット推進総括監	太平洋・島サミット推進総括監
医療政策総括監	医療政策総括監
子ども政策総括監	子ども政策総括監
陸薬物対策総括監	陸薬物対策総括監
首都圏営業拠点運営総括監	首都圏営業拠点運営総括監
G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監	G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監
工事検査総括監	工事検査総括監
次長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）	六種
副局長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）	（略）
課長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。）	八種
担当課長（職の区分が十種と定められているものを除く。）	
課長（任用規則別表に規定する課長級の職	十種

ひとづくり政策総括監	ひとづくり政策総括監
ゼロエミッションプロジェクト総括監	ゼロエミッションプロジェクト総括監
コンプライアンス総括監	コンプライアンス総括監
医療政策総括監	医療政策総括監
へき地医療総括監	へき地医療総括監
首都圏営業拠点運営総括監	首都圏営業拠点運営総括監
太平洋・島サミット推進総括監	太平洋・島サミット推進総括監
G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監	G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監
工事検査総括監	工事検査総括監
参事	
次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	六種
副局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	（略）
課長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除き、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、困難な業務を行うものに限る。）	八種
担当課長（職の区分が十種と定められているものを除く。）	
課長（任用規則別表に規定する課長級の職	十種

		<p>にあつては、人事委員会が別に定めるものに限る。)</p> <p>担当課長(人事委員会 が別に定めるもの に限る。)</p> <p>コンプライアンス・労 使協働推進監</p> <p>企画調整監</p> <p>県民の声相談監</p> <p>ゼロエミッションプ ロジェクト推進監</p> <p>プロモーション推進 監</p> <p>太平洋・島サミット推 進監</p> <p>人権・危機管理監</p> <p>コンビナート防災監</p> <p>へき地医療総括監</p> <p>地域共生社会推進監</p> <p>人権監</p> <p>消費生活監</p> <p>土砂対策監</p> <p>農林水産政策・輸出促 進監</p> <p>建設企画監</p> <p>水災害対策監</p> <p>建築審査監</p> <p>検査監</p> <p>会計支援監</p>	<p>十一種</p>
		<p>にあつては、人事委員 会が別に定めるもの に限り、任用規則別表 に規定する課長補佐 級の職にあつては、職 の区分が八種及び十 一種と定められてい るものを除く。)</p> <p>担当課長(人事委員会 が別に定めるもの に限る。)</p> <p>検査監</p> <p>コンビナート防災監</p> <p>ゼロエミッションプ ロジェクト推進監</p> <p>県民の声相談監</p> <p>コンプライアンス・労 使協働推進監</p> <p>企画調整監</p> <p>人権・危機管理監</p> <p>地域共生社会推進監</p> <p>子ども虐待対策・里親 制度推進監</p> <p>土砂対策監</p> <p>人権監</p> <p>消費生活監</p> <p>農林水産政策・輸出促 進監</p> <p>障がい者雇用推進監</p> <p>太平洋・島サミット推 進監</p> <p>緊急経済対策監</p> <p>MICE誘致推進監</p> <p>建設企画監</p> <p>水災害対策監</p> <p>建築審査監</p> <p>会計支援監</p>	<p>十一種</p>

地域		機関
(略)	その他	副課長 副参事 専門監
	(略)	(略)
(略)	その他	地域機関の長(任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。) 参事 児童相談センター所長 斎宮歴史博物館長 中央農業改良普及センター所長 中央家畜保健衛生所長
	(略)	(略)
(略)	その他	保健環境研究所長 障害者相談支援センター所長 人権センター所長 林業研究所長 農業研究所長 畜産研究所長 水産研究所長 工業研究所長 津高等技術学校長
	(略)	八種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつては、五種)
(略)	その他	地域機関の長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定
	(略)	十種

地域		機関
(略)	その他	副課長 副参事 専門監
	(略)	(略)
(略)	その他	地域機関の長(任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。) 参事 児童相談センター所長 斎宮歴史博物館長 中央農業改良普及センター所長 中央家畜保健衛生所長
	(略)	(略)
(略)	その他	津高等技術学校長 障害者相談支援センター所長 保健環境研究所長 林業研究所長 工業研究所長 農業研究所長 畜産研究所長 水産研究所長
	(略)	八種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつては、五種)
(略)	その他	地域機関の長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定
	(略)	十種

	<p>めるものに限る。)</p> <p>副局長 副所長(任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。)</p> <p>室長(任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。)</p> <p>精度管理監 児童相談センター室長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。)</p> <p>子ども心身発達医療センターの副センター長、管理部長、医療部長、看護部長及び発達総合支援部長 総合博物館副館長 研究管理監 林業人材育成推進監 技術管理監</p>	<p>十一種</p>
	<p>めるもの限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十一種と定められているものを除く。)</p> <p>副局長 副所長(任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。)</p>	<p>十一種</p>
	<p>地域機関の長(任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。)</p>	<p>十一種</p>

		副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。）	
		室長（任用規則別表に規定する課長級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。）	
		副参事 専門監 こころの健康センター副所長 公衆衛生学院事務長 総括研究員 図書館副館長 美術館副館長	
		(略)	(略)
教育委員会事務	本庁	(略)	(略)
		課長（任用規則別表に	八種

		則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。）	
		副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。）	
		こころの健康センター副所長 図書館副館長 美術館副館長	
		室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十二種と定められているものを除く。）	
		公衆衛生学院事務長 総括研究員 副参事 専門監 児童相談センター室長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。）	
		(略)	(略)
		室長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。）	十二種
教育委員会事務	本庁	(略)	(略)
		課長（任用規則別表に	八種

務局			
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	担当課長(職の区分が十種と定められているものを除く。)	十種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	課長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるものに限る。)	十種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	担当課長(人事委員会が別に定めるものに限る。)	十種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監	十種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	副課長 専門監 副参事	十一種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)
務局			
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	担当課長(職の区分が十種と定められているものを除く。)	十種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	課長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるものに限る。任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が八種及び十種と定められているものを除く。)	十種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	担当課長(人事委員会が別に定めるものに限る。)	十種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監	十種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	課長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。)	十一種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	副課長 専門監 副参事	十一種
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)
(略)	規定する課長級の職にあつては、職の区分が七種及び十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七五(等級別基準職務に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

		<p>コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 プロモーション推進監</p>			<p>ト推進監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監</p>
		<p>太平洋・島サミット推進監 人権・危機管理監 専門監 コンビナート防災監 地域共生社会推進監 人権監 消費生活監 土砂対策監 農林水産政策・輸出促進監</p>			<p>人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監</p>
		<p>林業人材育成推進監 教授 建設企画監</p>			<p>緊急経済対策監 MICE誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 会計支援監 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する事務長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授</p>

		<p>水災害対策監 建築審査監 検査監 技術管理監</p> <p>会計支援監 政策法務監 調整監</p> <p>市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監</p>			<p>調整監</p> <p>政策法務監</p> <p>次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）</p>
5 及び 6	5 及び 6	<p>課長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（条例第 17 条の規定により管理職手当を支給される職以外の職で、困難な業務を行うものに限る。） 副校長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 教頭（困難な業務を行うものに限る。） 副園長（困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第 110 条第 2 項の表の上欄に規定する事務長（困難な業務を行うものに限る。）</p>	5 及び 6	5 及び 6	<p>課長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（条例第 17 条の規定により管理職手当を支給される職以外の職で、困難な業務を行うものに限る。） 副校長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 教頭（困難な業務を行うものに限る。） 副園長（困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第 110 条第 2 項の表の上欄に規定する事務長（困難な業務を行うものに限る。）</p>

		課長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 書記長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。）			課長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 書記長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 室長（条例第17条の規定により管理職手当を支給される職で、課長補佐級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。）
7級	1及び2	行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） コンプライアンス総括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 太平洋・島サミット推進総括監 危機管理地域統括監 子ども政策総括監 廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括監 G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監 工事検査総括監	7級	1及び2	危機管理地域統括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 コンプライアンス総括監 首都圏営業拠点運営総括監 太平洋・島サミット推進総括監 G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監 工事検査総括監 行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）

		<p>総括市町教育支援・人事監</p>			<p>次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 総括市町教育支援・人事監事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）</p>
	3	<p>担当課長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>行政組織規則第 19 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する課長級の職で、<u>困難な業務を行うものに限る。</u>）</p> <p>行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副校長（任用規則別表に規定する課長級の職で、<u>困難な業務を行うものに限る。</u>）</p> <p>副館長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する部長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>担当室長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>次長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>書記長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>室長（任用規則別表に規定する</p>		3	<p>担当課長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p><u>検査監（困難な業務を行うものに限る。）</u></p> <p><u>会計支援監（困難な業務を行うものに限る。）</u></p> <p>行政組織規則第 19 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）</p> <p>行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副校長（任用規則別表に規定する課長級の職で<u>困難な業務を行うものに限る。</u>）</p> <p>副館長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する部長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>担当室長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>次長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p><u>市町教育支援・人事監（困難な業務を行うものに限る。）</u></p> <p>書記長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>室長（任用規則別表に規定する</p>

		課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		局長(任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		検査監(困難な業務を行うものに限る。)	
		会計支援監(困難な業務を行うものに限る。)	
		市町教育支援・人事監(困難な業務を行うものに限る。)	
8級	1及び2	行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長(任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		所長(任用規則別表に規定する次長級の職で、特に困難な業務を行うものに限る。)	
		行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する局長(特に困難な業務を行うものに限る。)	
		次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		事務局長(任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		危機管理副統括監	
		危機管理地域統括監(困難な業務を行うものに限る。)	
		副教育長	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ・ハ (略)

ニ 医療職給料表(一)

組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)
局	4級	困難な業務を行う保健所長	参事 所長(任用規則別表に規定する

		課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		局長(任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
8級	1及び2	危機管理副統括監	
		行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長(任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		所長(任用規則別表に規定する次長級の職で、特に困難な業務を行うものに限る。)	
		行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する局長(特に困難な業務を行うものに限る。)	
		危機管理地域統括監(困難な業務を行うものに限る。)	
		次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		事務局長(任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。)	
		副教育長	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ・ハ (略)

ニ 医療職給料表(一)

組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)
局	4級	困難な業務を行う保健所長	参事 医療政策総括監 へき地医療総括監 所長(任用規則別表に規定する

	の職務 次長級の職にあるものに限る。） センター長 副参事（困難な業務を行うものに限る。） 医療政策総括監 へき地医療総括監		の職務 次長級の職にあるものに限る。） センター長 副参事（困難な業務を行うものに限る。）
備考（略）		備考（略）	
ホ・ノ（略）		ホ・ノ（略）	

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 本庁		別表第一（第二条関係） 本庁	
機 関 (略)	職 (略)	機 関 (略)	職 (略)
知事部局	危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局长 危機管理副統括監 危 機管理地域統括監 次長 担当次長 コ ンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括 監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 太平洋・島サミ ット推進総括監 医療政策総括監 へき地 医療総括監 子ども政策総括監 廃棄物対 策総括監 首都圏営業拠点運営総括監 G 7 交通大臣会合推進プロジェクト総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンプライアンス・労使 協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 プロモーション推進監 太平洋・島サミ ット推進監 人権・危機管理監 コンビナ ット防災監 地域共生社会推進監 土砂対策 監 人権監 消費生活監 農林水産政策・ 輸出促進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 部の人事を担当する 班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び 技師 総務部総務課班長、主幹、係長、主 査、主任、主事及び技師（組織担当のもの に限る。） 総務部秘書課班長、主幹、係 長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、 情報担当及び随行秘書担当のものに限る。）	知事部局	危機管理統括監 最高デジタル責任者 部 長 デジタル社会推進局長 局長 理事 参事 副部長 副局长 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 副最高デジタル責 任者 次長 担当次長 ひとつくり政策総 括監 ゼロエミッションプロジェクト総括 監 コンプライアンス総括監 医療政策総 括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点 運営総括監 太平洋・島サミット推進総括 監 G7 交通大臣会合推進プロジェクト 総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンビナット防 災監 ゼロエミッションプロジェクト推進 監 県民の声相談監 コンプライアンス・ 労使協働推進監 企画調整監 人権・危機 管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待 対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権 監 消費生活監 農林水産政策・輸出促進 監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミ ット推進監 緊急経済対策監 MICE誘 致推進監 建設企画監 水災害対策監 建 築審査監 検査監 部又はデジタル社会推 進局の人事を担当する班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師 総務部総務課 班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び 技師（組織担当のものに限る。） 総務部

	<p>総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当のものに限る。） 総務部法務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、懲戒担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。）</p> <p>総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）</p>
(略)	(略)

備考

1 この表中「知事部局」とは、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号。以下「組織規則」という。）第二条第一項に規定する部及び組織規則第十八条の二に規定する職をいう。

2 ～ 5 (略)

別表第二（第二条関係）

地域機関等

機関	職
(略)	(略)
人権センタ	所長 副所長 副参事
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

	<p>秘書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当及び懲戒担当のものに限る。） 総務部法務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）</p>
(略)	(略)

備考 (略)

1 この表中「知事部局」とは、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号。以下「組織規則」という。）第二条第一項に規定する部及びデジタル社会推進局並びに組織規則第十八条の二及び第十八条の三に規定する職をいう。

2 ～ 5 (略)

別表第二（第二条関係）

地域機関等

機関	職
(略)	(略)
人権センタ	所長 副参事
(略)	(略)

公安委規則

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

三重県公安委員会規則第四号

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第九号及び様式第十四号中「道路交通法第119条の2の2第2項」を「道路交通法第119条の2の4第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県企業庁長 山 口 武 美

三重県企業庁管理規程第二号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和四十二年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(特殊勤務手当)			(特殊勤務手当)		
第五条 条例第十二条に規定する特殊勤務手当は、現場作業手当及び用地等交渉業務手当とする。			第五条 条例第十二条に規定する特殊勤務手当は、現場作業手当、 <u>特殊現場作業手当</u> 及び用地等交渉業務手当とする。		
2 (略)			2 (略)		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
等級別基準職務表			等級別基準職務表		
職務の級	基準となる職務	職名	職務の級	基準となる職務	職名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6級	1 本庁の課長の職務	次長又は担当次長（課長	6級	1 本庁の課長の職務	次長又は担当次長（課長
	2 所長、副所長又は部長の職務（条例第10条の規定により管理職手当を支給される職に限る。）	級の職に限る。） <u>経営改革・危機管理監</u> 検査監		2 所長、副所長又は部長の職務（条例第10条の規定により管理職手当を支給される職に限る。）	級の職に限る。） <u>施設防災危機管理監</u> <u>機電管理監</u> <u>RDF対策監</u> 検査監
	3 副課長の職務	本庁の課長又は担当課長		3 副課長の職務	本庁の課長又は担当課長
	4 副参事の職務	副課長 副参事 所長又はセンター長 副所長 部長		4 副参事の職務	副課長 副参事 所長又はセンター長 副所長 部長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
本庁	(略)	(略)	本庁	(略)	(略)
	課長（課長級の職にあつては、管理者が別に定めるもの限り、課長補佐級の職にあつては、職の区分が十一種と	十種		課長（課長級の職にあつては、管理者が別に定めるもの限り、課長補佐級の職にあつては、職の区分が十一種と	十種

	定められているものを除く。) 経営改革・危機管理監	
	担当課長(管理者が別に定めるものに限る。)	
	検査監	
(略)	(略)	(略)

別表第五 (第五条関係)

手当の種類	支給範囲	支給額
現場作業手当	一 次に掲げる作業(以下「二号作業」という。)に従事する職員 イ ポンプ等機械設備の点検、保守又は修理 ロ 高圧受変電設備等の点検、保守又は修理 ハ〜ヘ (略) ト 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設(ポンプ場及び調整池を含む。)において、点検、保守、修理等のために行う職員による直接運転又は操作 チ〜ロ (略) カ 管更正工事、漏水復旧工事又は導水トンネル、取水トンネル、弁室等の工事の現場立会等 コ (略) タ 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設(ポンプ場及び調整池を含む。)にかかる基礎工事等(橋脚を含む。)の現場立会等 レ〜ネ (略)	日額 四〇〇円
	一 次に掲げる作業(以下「二号作業」という。)に従事する職員 イ (略) ロ 給水支障等の発生又はそれらのおそれのある状況下における復旧のための一号作業 ハ・ニ (略)	日額 六〇〇円
	(略)	(略)
特殊現場作業手当	一 次に掲げる作業に従事する職員 イ 三重こみ固形燃料発電所におけ	日額 一、一〇〇円

	定められているものを除く。) 施設防災危機管理監	
	機電管理監	
	RDF対策監	
	担当課長(管理者が別に定めるものに限る。)	
	検査監	
(略)	(略)	(略)

別表第五 (第五条関係)

手当の種類	支給範囲	支給額
現場作業手当	一 次に掲げる作業(以下「二号作業」という。)に従事する職員 イ ポンプ又は水車設備等機械設備の点検、保守又は修理 ロ 発電設備又は高圧受変電設備の点検、保守又は修理 ハ〜ヘ (略) ト 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設(ポンプ場及び調整池を含む。)又は発電施設において、点検、保守、修理等のために行う職員による直接運転又は操作 チ〜ロ (略) カ 管更正工事、漏水復旧工事又は導水トンネル、取水トンネル、水圧鉄管、弁室等の工事の現場立会等 コ (略) タ 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設(ポンプ場及び調整池を含む。)又は発電施設にかかる基礎工事等(橋脚を含む。)の現場立会等 レ〜ネ (略)	日額 四〇〇円
	一 次に掲げる作業(以下「二号作業」という。)に従事する職員 イ (略) ロ 給水支障、発電停止等の発生又はそれらのおそれのある状況下における復旧のための一号作業 ハ・ニ (略)	日額 六〇〇円
	(略)	(略)
特殊現場作業手当	一 次に掲げる作業に従事する職員 イ 三重こみ固形燃料発電所におけ	日額 一、一〇〇円

(略)	(略)	(略)	るボイラー内作業	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	ロ その他企業庁長が相当と認めるもの	(略)	(略)

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

三重県企業庁公印規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県企業庁長 山 口 武 美

三重県企業庁管理規程第三号

三重県企業庁公印規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁公印規程（昭和四十八年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第二条関係）						別表（第二条関係）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三重県企業庁企業 出納員印	二三	三重県企業 出納員印	てん書	企業財 務課	出納事 務用	三重県企業 出納員印	二三	三重県企業 出納員印	てん書	財務 課	出納事 務用
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県企業庁長 山 口 武 美

三重県企業庁管理規程第四号

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程（平成十年三重県企業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(貸付け等の手続) 第七条 (略)		(貸付け等の手続) 第七条 (略)	
2 前項の場合において、貸付け等を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面及び貸付け等に必要な図面その他の関係書類を添付しなければならない。	2 前項の申請書を受理した課長、所長又はセンター長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書に、必要な図面、その他の関係書類を添付して庁長の決裁を受けなければならない。	2 前項の場合において、貸付け等を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面及び貸付け等に必要な図面その他の関係書類を添付しなければならない。	2 前項の申請書を受理した課長、所長又はセンター長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書に、必要な図面、その他の関係書類を添付して庁長の決裁を受けなければならない。
一〜六 (略)	一〜六 (略)	一〜六 (略)	一〜六 (略)

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県企業庁長 山口 武 美

三重県企業庁管理規程第五号

三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁組織規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁の課及び分掌事務)</p> <p>第二条 本庁（三重県企業庁（以下「企業庁」という。）の組織のうち、第九条に定める事業所を除いたものをいう。以下同じ。）に次に掲げる課を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 企業財務課</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 技術管理・機電施設課</p> <p>2 企業総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 公営企業の企画、経営改革及び経営計画に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 企業財務課の分掌事務は、企業庁の予算、経理、決算及び財産管理に関することとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 技術管理・機電施設課の分掌事務は、公共事業及び機電施設に関することとする。</p> <p>(本庁の職制)</p> <p>第六条 本庁に、次に掲げる職を置く。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 経営改革・危機管理監</p> <p>五 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職務の権限)</p> <p>第七条 前条第一項に規定する職の職務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 経営改革・危機管理監 上司の命を受けて経営改革及び危機管理等に関する事務を処理すること。</p> <p>五 七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(部の設置及び分掌事務)</p> <p>第九条の二 北勢水道事務所に、次に掲げる部を置く。</p> <p>一 総務経営部</p>	<p>(本庁の課及び分掌事務)</p> <p>第二条 本庁（三重県企業庁（以下「企業庁」という。）の組織のうち、第九条に定める事業所を除いたものをいう。以下同じ。）に次に掲げる課を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 財務管理課</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 電気事業課</p> <p>2 企業総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 公営企業の企画及び経営計画に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 財務管理課の分掌事務は、企業庁の予算、経理、決算及び財産管理に関することとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 電気事業課の分掌事務は、電気事業に関することとする。</p> <p>(本庁の職制)</p> <p>第六条 本庁に、次に掲げる職を置く。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 施設防災危機管理監</p> <p>五 機電管理監</p> <p>六 R D F 対策監</p> <p>七 十二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職務の権限)</p> <p>第七条 前条第一項に規定する職の職務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 施設防災危機管理監 上司の命を受けて施設防災及び危機管理等に関する事務を処理すること。</p> <p>五 機電管理監 上司の命を受けて機電関係施設の保安に関する事務を処理すること。</p> <p>六 R D F 対策監 上司の命を受けて R D F 対策に関する事務を処理すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(部の設置及び分掌事務)</p> <p>第九条の二 北勢水道事務所に、次に掲げる部を置く。</p> <p>一 総務管理部</p>

<p>一〇四 (略)</p> <p>2 総務総営部の分掌事務は、水道事業及び工業用水道事業の経営に関することとする。</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>一〇四 (略)</p> <p>2 総務管理部の分掌事務は、水道事業及び工業用水道事業の経営に関することとする。</p> <p>三〇五 (略)</p>
---	---

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県企業庁長 山口 武 美

三重県企業庁管理規程第六号

三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁事務決裁及び委任規程(平成十四年三重県企業庁管理規程第二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 課長 組織規程第六条第一項に規定する経営改革・危機管理監及び検査監並びに同条第二項に規定する課長及び担当課長をいう。</p> <p>一一〇十六 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 課長 組織規程第六条第一項に規定する施設防災危機管理監、機電管理監、RDF対策監及び検査監並びに同条第二項に規定する課長及び担当課長をいう。</p> <p>一一〇十六 (略)</p>

別表(1)の表中第六十二号の項を第六十三号の項とし、第二十四号の項から第六十一号の項までを一項ずつ繰り下げ、第二十三号の項を次のように改め、同項を同表第二十四号の項とする。

24	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び三重県個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年三重県条例第47号)の施行に関する事務	1 法第82条の規定による決定並びに条例第3条第2項及び第4条の規定による延長																			
		(1) 本庁の所掌に属する場合							○												
		(2) 事業所の所掌に属する場合								○		○									
		2 法第93条の規定による決定並びに法第94条第2項及び第95条の規定による延長																			
		(1) 本庁の所掌に属する場合								○											
		(2) 事業所の所掌に属する場合									○		○								
14	三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号)の施行に関する事務	1 管理規程第10条第3号の規定による職の指定	○																		
		2 管理規程第12条の規定による検査の実施									○										
		3 管理規程第28条第2項ただし書の規定による納付金の指定									○										

別表(1)の表中第二十一号の項を第二十二号の項とし、第十四号の項から第二十一号の項までを一項ずつ繰り下げ、第十三号の項を次のように改め、同項を同表第十四号の項とする。

14	三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号)の施行に関する事務	1 管理規程第10条第3号の規定による職の指定	○																	
		2 管理規程第12条の規定による検査の実施										○								
		3 管理規程第28条第2項ただし書の規定による納付金の指定										○								

	4	管理規程第39条第1項ただし書の規定による経費の指定		○														
	5	管理規程第97条の規定による職員の指定			○													
	6	管理規程第125条の規定による特別償却率の決定	○															
	7	管理規程第141条第3項の規定による予算執行計画の承認			○													
	8	管理規程第141条第4項の規定による配当			○													
	9	管理規程第145条第1項の規定による流用		○														
	10	管理規程第175条の規定による検査を行わせる職員の選任（三重県企業庁建設工事検査規程（平成10年三重県企業庁管理規程第11号）第2条第2号に規定する者を除く。）																
	(1)	本庁の所掌に属する場合			○													
	(2)	事業所の所掌に属する場合							○	○								各事業所
	11	管理規程第181条第2項の規定による変更承認		○														

別表(1)の表第十一号の項目第七号を次のように改め、回復を別表第十一号の項とする。

7	法第40条の2の規定による業務状況の作成			○													
---	----------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表(1)の表第十一号の項の次に次の1項を挿入す。

12	三重県企業庁公舎管理規程（昭和48年三重県企業庁管理規定第7号）の施行に関する事務	1	管理規程第3条第2項の規定による管轄の承認			○		○	○									
		2	管理規程第5条第2項及び第3項の規定による貸与承認			○												
		3	管理規程第7条第1項ただし書の規定による貸付料の決定			○												
		4	管理規程第9条第1項の規定による模様替え等の許可			○		○	○									
		5	管理規程第10条第1項ただし書の規定による明け渡しの猶予及び同条第2項の規定による明け渡し書の受理			○												
		6	管理規程第11条の規定による特例の貸与承認			○												

別表(2)の表に「備考：金額は、1件当たりの金額をいう。」を挿入す。

別表(3)の表を次のように改める。

区分	決裁区分									備考	
	庁長	専決者									
		本庁	事業所								
			北勢水道事務所	北勢水道事務所			その他の事務所				
次長	課長	班長	所長	部長	所課長	所長	所課長				
1	営業費用等										
	1	給料									
	2	手当等									
	3	法定福利費									
											全額

	4	退職給与金										
2	5	報酬										
	7	報償費			全額			全額		全額		
	8	旅費										
	9	交際費			全額							
3	11	備用品費										
	12	被服費			30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	
	13	燃料費										
4	14	光熱水費				全額			全額		全額	
5	15	印刷製本費			30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	
6	16	通信運搬費				全額			全額		全額	
7	17	広告料			30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	
8	18	委託										
		土地登記、汚泥処理、施設保守、計装、計算機等の点検及び除塵処理業務委託			全額			全額		全額		
		測量、調査及び設計並びに浄水場等の運転管理業務委託	5,000万円以上		5,000万円未満		1,000万円以上 5,000万円未満		1,000万円未満		5,000万円未満	
		その他			全額		5,000万円以上		5,000万円未満		全額	
9	19	手数料										
	20	賃借料			30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	
	21	修繕費(請負工事を除く。)										
	23	路面復旧費										
10	24	動力費			全額			全額		全額		
11	25	薬品費			30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	
	26	材料費										
12	27	補償費			全額		全額			全額		賠償金を除く。
13	28	研修費			30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	
14	29	会議費			全額		全額			全額		
15	30	厚生費			30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	
16	31	負担金			全額		全額			全額		
17	32	保険料			30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	
18	33	受水費			全額		全額			全額		
19	34	交付金			全額							

20	35 請負工事費（修繕工事、撤去工事を含む。）	3 億以上	3 億未満	7,000万円以上3億未満	7,000万円未満	3 億未満		
21	36 雑費		30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
24	60 減価償却費		金額					
	61 引当金繰入額							
25	70 固定資産除却費（請負工事を除く。）		全額	全額		全額		
2	営業外費用（受託工事費のみ営業費用等の例による。）		全額	全額		全額		
3	特別損失		全額	全額		全額		

備考：金額は、1件当たりの金額をいう。

附 則

1の管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

三重県水道事業保安規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県企業庁長 山口 武 美

三重県企業庁管理規程第七号

三重県水道事業保安規程の一部を改正する管理規程

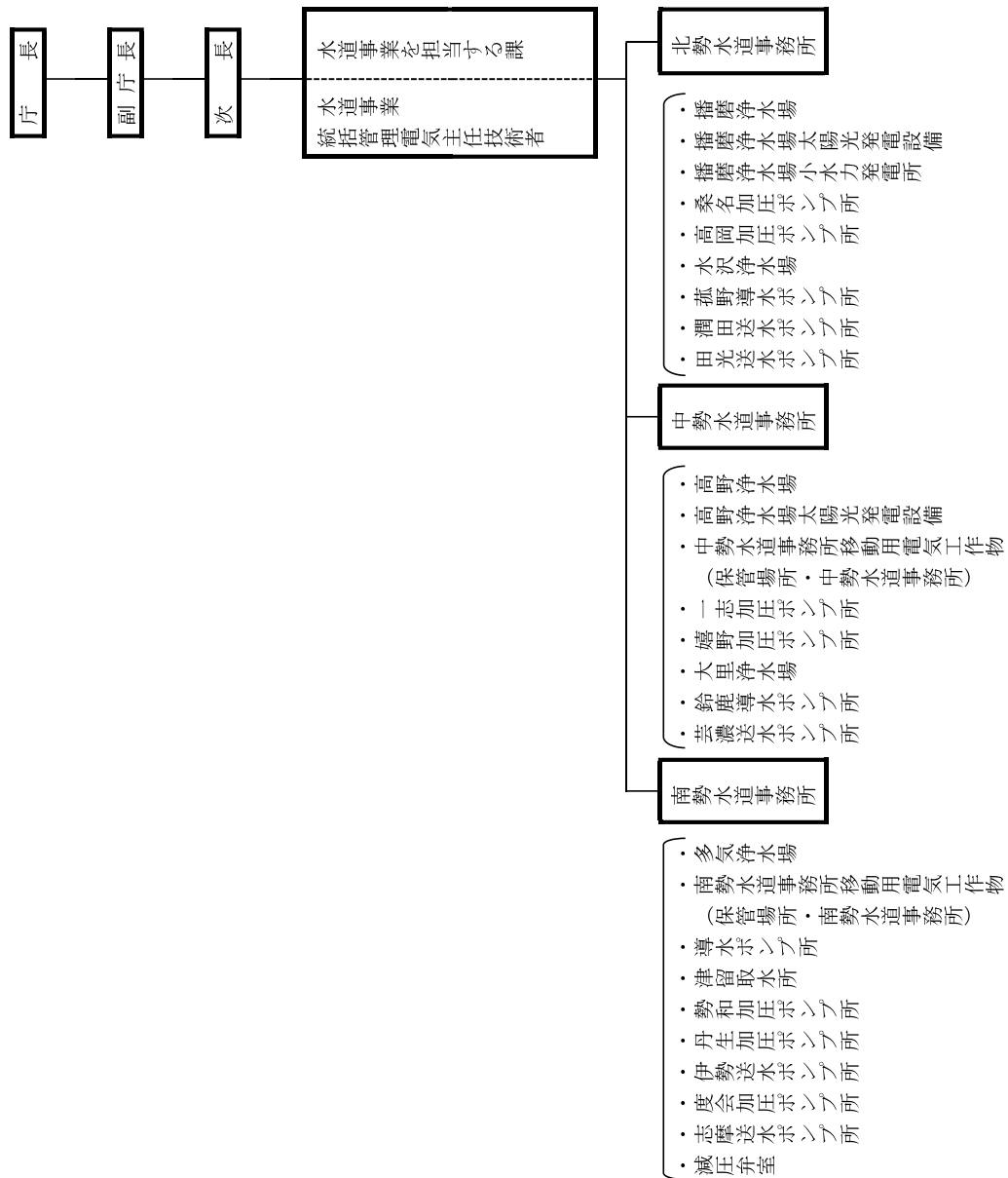
三重県水道事業保安規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用範囲等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第一条第一項第九号に定める一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）との保安上の責任分界点は、需給契約に基づき責任分界点とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（災害時等の小水力発電所並びに太陽光及び移動用発電設備の運転）</p> <p>第十八条 災害時等において、一般送配電事業者と連絡がとれない場合は、連絡がとれるまでの間、小水力発電所及び太陽光発電設備の運転を停止するものとする。</p> <p>2 災害時等において、一般送配電事業者の配電線路と電氣的に接続している電気工作物と移動用発電設備は、電氣的に接続を行わないものとする。</p>	<p>（適用範囲等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第二号に定める一般電気事業者（以下「一般電気事業者」という。）との保安上の責任分界点は、需給契約に基づき責任分界点とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（災害時等の小水力発電所並びに太陽光及び移動用発電設備の運転）</p> <p>第十八条 災害時等において、一般電気事業者と連絡がとれない場合は、連絡がとれるまでの間、小水力発電所及び太陽光発電設備の運転を停止するものとする。</p> <p>2 災害時等において、一般電気事業者の配電線路と電氣的に接続している電気工作物と移動用発電設備は、電氣的に接続を行わないものとする。</p>

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第四条関係)
保安業務に関する組織



次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表第三（第四条関係） 庁長及び管理職員の業務分掌	別表第三（第四条関係） 庁長及び管理職員の業務分掌																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">業務分掌</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">次長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		業務分掌	(略)	(略)	次長	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">業務分掌</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">次長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機電管理監</td> <td style="text-align: center;">機電管理監は、上司の命を受けて機電関係施設の保安に関する事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		業務分掌	(略)	(略)	次長	(略)	機電管理監	機電管理監は、上司の命を受けて機電関係施設の保安に関する事務を処理する。	(略)	(略)
	業務分掌																		
(略)	(略)																		
次長	(略)																		
(略)	(略)																		
	業務分掌																		
(略)	(略)																		
次長	(略)																		
機電管理監	機電管理監は、上司の命を受けて機電関係施設の保安に関する事務を処理する。																		
(略)	(略)																		

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県企業庁長 山口 武 美

三重県企業庁管理規程第八号

三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程

三重県工業用水道事業保安規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

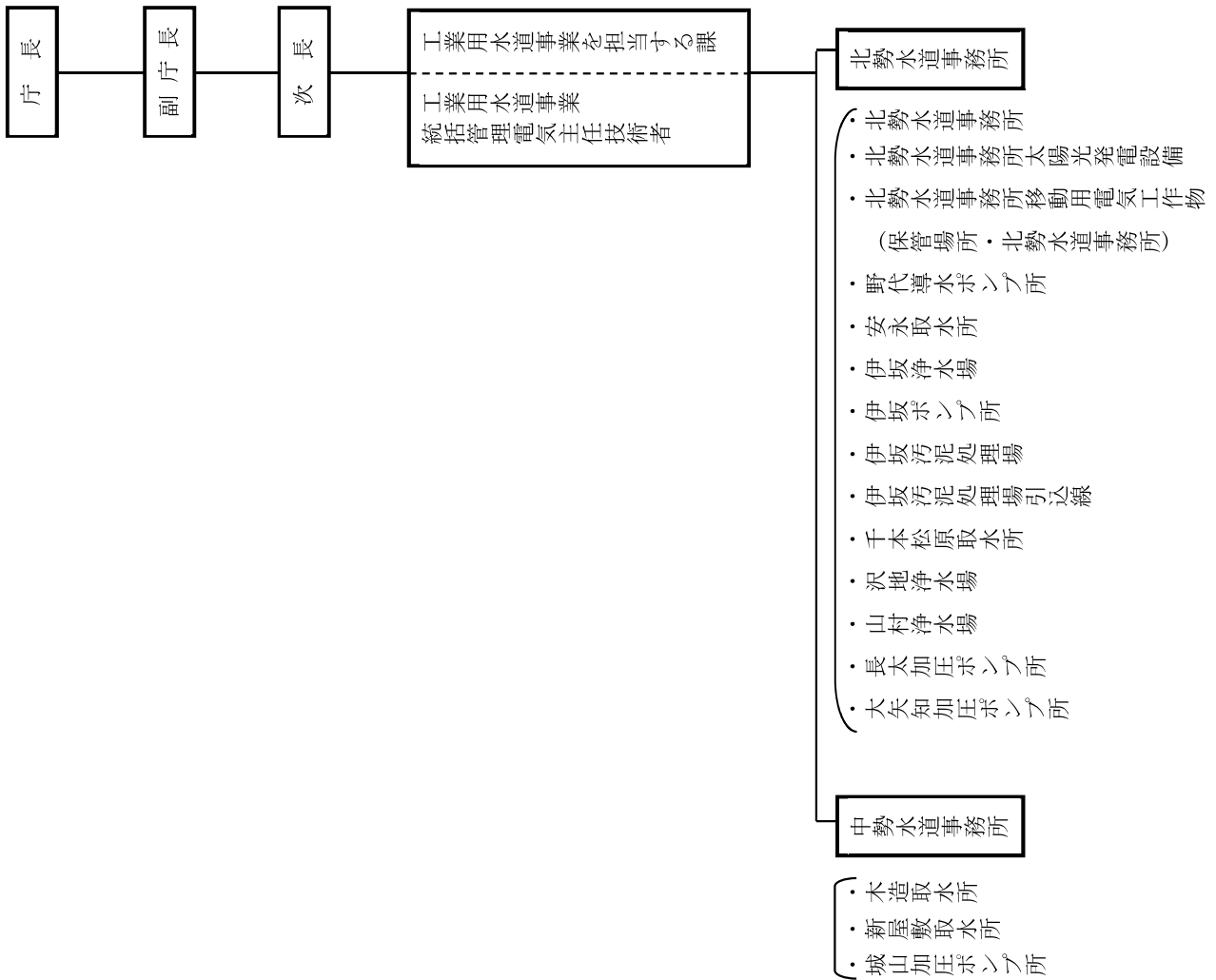
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用範囲等)	(適用範囲等)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 法第一条第一項第九号に定める一般送配電事業者（以下「 <u>一般送配電事業者</u> 」という。）との保安上の責任分界点は、需給契約に基づく責任分界点とする。	2 法第二条第一項第一号に定める一般電気事業者（以下「 <u>一般電気事業者</u> 」という。）との保安上の責任分界点は、需給契約に基づく責任分界点とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
(運転又は操作の基本)	(運転又は操作の基本)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 特別高圧受電設備の機器の操作については、 <u>一般送配電事業者</u> との申合せ書によるものとする。 (災害時等の太陽光及び移動用発電設備の運転)	3 特別高圧受電設備の機器の操作については、 <u>一般電気事業者</u> との申合せ書によるものとする。 (災害時等の太陽光及び移動用発電設備の運転)
第十八条 災害時等において、 <u>一般送配電事業者</u> と連絡がとれない場合は、連絡がとれるまでの間、太陽光発電設備の運転を停止するものとする。	第十八条 災害時等において、 <u>一般電気事業者</u> と連絡がとれない場合は、連絡がとれるまでの間、太陽光発電設備の運転を停止するものとする。
2 災害時等において、 <u>一般送配電事業者</u> の配電線路と電氣的に接続している電気工作物と移動用発電設備は、電氣的に接続を行わないものとする。	2 災害時等において、 <u>一般電気事業者</u> の配電線路と電氣的に接続している電気工作物と移動用発電設備は、電氣的に接続を行わないものとする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安業務に関する組織



次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第三（第四条関係） 庁長及び管理職員の業務分掌	別表第三（第四条関係） 庁長及び管理職員の業務分掌
業務分掌	業務分掌
(略)	(略)
次長	(略)
機電管理監	機電管理監は、上司の命を受けて機電関係施設の保安に関する事務を処理する。
(略)	(略)

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県企業庁長 山 口 武 美

三重県企業庁管理規程第九号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課長又は所長への委任)	(課長又は所長への委任)
第七条 次に掲げる事務は、当該事務を所掌する課長(第五号に掲げる事務にあつては、 <u>企業財務課長</u>)又は所長に委任する。ただし、第二号及び第五号に掲げる事務については、三重県企業庁事務決裁及び委任規程(平成十四年三重県企業庁管理規程第二号)第三条の規定により、班長又は同規程第四条の規定により、北勢水道事務所部長若しくは課長若しくはその他の事業所の副所長若しくは課長が専決する事項にあつては、当該専決者に専決させるものとする。	第七条 次に掲げる事務は、当該事務を所掌する課長(第五号に掲げる事務にあつては、 <u>財務管理課長</u>)又は所長に委任する。ただし、第二号及び第五号に掲げる事務については、三重県企業庁事務決裁及び委任規程(平成十四年三重県企業庁管理規程第二号)第三条の規定により、班長又は同規程第四条の規定により、北勢水道事務所部長若しくは課長若しくはその他の事業所の副所長若しくは課長が専決する事項にあつては、当該専決者に専決させるものとする。
一〜六 (略)	一〜六 (略)
(資金計画)	(資金計画)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 本庁出納員は、前二項の資金計画に基づき、資金予算表(第三号様式)を作成し、毎月八日までに <u>企業財務課長</u> に提出しなければならない。	3 本庁出納員は、前二項の資金計画に基づき、資金予算表(第三号様式)を作成し、毎月八日までに <u>財務管理課長</u> に提出しなければならない。
(証券をもつてする収入の納付)	(証券をもつてする収入の納付)
第三十条 (略)	第三十条 (略)
2 令第二十一条の三第二項第一号に規定する小切手等の支払地の区域は、納付しようとする取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。	2 令第二十一条の三第二項第一号に規定する小切手等の支払地の区域は、納付しようとする取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。
(物品の管理)	(物品の管理)
	ただし、企業出納員に納付しようとするときは、取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域に限る。

<p>第七十八条 企業財務課長又は所長（以下「物品管理者」という。）は、その保管に属する物品を、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>（貯蔵品保有計画）</p>	<p>第七十八条 財務管理課長又は所長（以下「物品管理者」という。）は、その保管に属する物品を、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>（貯蔵品保有計画）</p>
<p>第九十一条 （略）</p> <p>2 事業を担当する課の課長は、前項の貯蔵品保有計画書に基づき、年間使用見込数を査定し、企業財務課長に提出しなければならない。</p> <p>3 企業財務課長は、前項に規定する貯蔵品保有計画書及び在庫量に基づいて保有計画をたて、庁長の承認を受けるとともに、事業を担当する課の課長に通知しなければならない。</p> <p>（払出価額）</p>	<p>第九十一条 （略）</p> <p>2 事業を担当する課の課長は、前項の貯蔵品保有計画書に基づき、年間使用見込数を査定し、財務管理課長に提出しなければならない。</p> <p>3 財務管理課長は、前項に規定する貯蔵品保有計画書及び在庫量に基づいて保有計画をたて、庁長の承認を受けるとともに、事業を担当する課の課長に通知しなければならない。</p> <p>（払出価額）</p>
<p>第九十四条 貯蔵品の払出価額は、個別法によるものを除き、先入先出法によるものとする。</p> <p>（建設改良工事の精算）</p>	<p>第九十四条 貯蔵品の払出価額は、個別法によるものを除き、電気事業にあつては移動平均法に、その他の事業にあつては先入先出法によるものとする。</p> <p>（建設改良工事の精算）</p>
<p>第一百条 （略）</p> <p>2 建設改良工事を施行する課又は所の長は、前項の建設工事費精算書等に基づき、庁長が別に定める基準に従つて間接費を配分し、工事費に併せて固定資産の当該科目へ振り替えなければならない。ただし、本庁執行の間接費については、企業財務課長がこれを行うものとする。</p> <p>3 建設改良工事の完成後速やかに工事費の精算ができない場合は、企業財務課長は、当該建設価格を概算額により固定資産の当該科目へ振替を行い、精算が完了した場合は、速やかにこれを修正しなければならない。</p> <p>4 建設改良工事の完成前にその一部について直接その営業の用に供しようとする場合は、企業財務課長は、遅滞なく当該建設価格を適正な比率により算定した概算額によつて固定資産の当該科目へ振替を行い、工事が完成した場合は、第一項及び第二項の規定により精算を行うとともに、速やかにこれを修正しなければならない。</p> <p>（記帳整理）</p>	<p>第一百条 （略）</p> <p>2 建設改良工事を施行する課又は所の長は、前項の建設工事費精算書等に基づき、庁長が別に定める基準に従つて間接費を配分し、工事費に併せて固定資産の当該科目へ振り替えなければならない。ただし、本庁執行の間接費については、財務管理課長がこれを行うものとする。</p> <p>3 建設改良工事の完成後速やかに工事費の精算ができない場合は、財務管理課長は、当該建設価格を概算額により固定資産の当該科目へ振替を行い、精算が完了した場合は、速やかにこれを修正しなければならない。</p> <p>4 建設改良工事の完成前にその一部について直接その営業の用に供しようとする場合は、財務管理課長は、遅滞なく当該建設価格を適正な比率により算定した概算額によつて固定資産の当該科目へ振替を行い、工事が完成した場合は、第一項及び第二項の規定により精算を行うとともに、速やかにこれを修正しなければならない。</p> <p>（記帳整理）</p>
<p>第一百四十四条 企業財務課長は、固定資産台帳（第五号様式）に必要な事項を継続的に記録しなければならない。</p> <p>（異動の報告）</p>	<p>第一百四十四条 財務管理課長は、固定資産台帳（第五号様式）に必要な事項を継続的に記録しなければならない。</p> <p>（異動の報告）</p>
<p>第一百七十七条 固定資産の取得又は除却により異動が生じた場合は、課長又は所長は、固定資産異動報告書（第六十二号様式）に必要と認められる書類を添えて、直ちに企業財務課長に報告しなければならない。</p> <p>（実地照合）</p>	<p>第一百七十七条 固定資産の取得又は除却により異動が生じた場合は、課長又は所長は、固定資産異動報告書（第六十二号様式）に必要と認められる書類を添えて、直ちに財務管理課長に報告しなければならない。</p> <p>（実地照合）</p>
<p>第一百八十八条 企業財務課長は、毎事業年度一回以上固定資産台帳（第五号様式）と、固定資産を照合し、これを確認しなければならない。</p> <p>（用途の廃止）</p>	<p>第一百八十八条 財務管理課長は、毎事業年度一回以上固定資産台帳（第五号様式）と、固定資産を照合し、これを確認しなければならない。</p> <p>（用途の廃止）</p>
<p>第二百二十一条 （略）</p>	<p>第二百二十一条 （略）</p>

<p>2 前項の場合においては、課長又は所長は、当該固定資産について、再使用できるものと、不用となり、又は使用に堪えなくなったものとに区分し、貯蔵品に振替をするものにあつては、<u>企業財務課長</u>に協議した上、入庫価額を決定し、第八十二条の規定に準じて処理しなければならない。この場合においては、入庫価額は、当該固定資産の帳簿価額を限度とした適正な見積価額によらなければならない。</p>	<p>2 前項の場合においては、課長又は所長は、当該固定資産について、再使用できるものと、不用となり、又は使用に堪えなくなったものとに区分し、貯蔵品に振替をするものにあつては、<u>財務管理課長</u>に協議した上、入庫価額を決定し、第八十二条の規定に準じて処理しなければならない。この場合においては、入庫価額は、当該固定資産の帳簿価額を限度とした適正な見積価額によらなければならない。</p>
<p>3・4 (略) (除却計算)</p>	<p>3・4 (略) (除却計算)</p>
<p>第二百二十二条 固定資産を除却した場合は、<u>企業財務課長</u>は、次に掲げるところにより処理しなければならない。</p>	<p>第二百二十二条 固定資産を除却した場合は、<u>財務管理課長</u>は、次に掲げるところにより処理しなければならない。</p>
<p>一・二 (略) (減価償却の特例)</p>	<p>一・二 (略) (減価償却の特例)</p>
<p>第二百二十六条 <u>企業財務課長</u>は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した後において、規則第十五条第三項の規定により帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ、その年数について庁長の決裁を受けなければならない。 (概算振替資産の減価償却)</p>	<p>第二百二十六条 <u>財務管理課長</u>は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した後において、規則第十五条第三項の規定により帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ、その年数について庁長の決裁を受けなければならない。 (概算振替資産の減価償却)</p>
<p>第二百二十八条 (略)</p>	<p>第二百二十八条 (略)</p>
<p>2 前項の場合においては、<u>企業財務課長</u>は、当該工事費の精算が完了したときは、速やかに減価償却額の精算を行い、これを修正しなければならない。 (決算資料等の送付)</p>	<p>2 前項の場合においては、<u>財務管理課長</u>は、当該工事費の精算が完了したときは、速やかに減価償却額の精算を行い、これを修正しなければならない。 (決算資料等の送付)</p>
<p>第二百三十条 次の各号に掲げる資料については、それぞれ当該各号に定める職にある者が、四月三十日までに<u>企業財務課長</u>に送付しなければならない。</p>	<p>第二百三十条 次の各号に掲げる資料については、それぞれ当該各号に定める職にある者が、四月三十日までに<u>財務管理課長</u>に送付しなければならない。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>2 課長又は所長は、前項に定めるほか、決算に必要な資料を<u>企業財務課長</u>に送付しなければならない。 (月次決算)</p>	<p>2 課長又は所長は、前項に定めるほか、決算に必要な資料を<u>財務管理課長</u>に送付しなければならない。 (月次決算)</p>
<p>第二百三十二条 <u>企業財務課長</u>は、毎月末日をもって月次決算を行い、合計残高試算表(第六十四号様式)及び資金予算表(第三号様式)を翌月十日までに庁長に提出しなければならない。 (年度決算)</p>	<p>第二百三十二条 <u>財務管理課長</u>は、毎月末日をもって月次決算を行い、合計残高試算表(第六十四号様式)及び資金予算表(第三号様式)を翌月十日までに庁長に提出しなければならない。 (年度決算)</p>
<p>第二百三十三条 <u>企業財務課長</u>は、每事業年度経過後速やかに次に掲げる決算整理を行わなければならない。</p>	<p>第二百三十三条 <u>財務管理課長</u>は、每事業年度経過後速やかに次に掲げる決算整理を行わなければならない。</p>
<p>一〜六 (略) (帳簿の締切り)</p>	<p>一〜六 (略) (帳簿の締切り)</p>
<p>第二百三十四条 <u>企業財務課長</u>は、前条の規定による手続が終了したときは、各勘定の締切りを行わなければならない。 (決算諸表等)</p>	<p>第二百三十四条 <u>財務管理課長</u>は、前条の規定による手続が終了したときは、各勘定の締切りを行わなければならない。 (決算諸表等)</p>
<p>第二百三十五条 <u>企業財務課長</u>は、每事業年度終了後次に掲げる決算関係書類を取りまとめ、五月二十日までに庁長に提出しなければならない。ただし、キャッシュ・</p>	<p>第二百三十五条 <u>財務管理課長</u>は、每事業年度終了後次に掲げる決算関係書類を取りまとめ、五月二十日までに庁長に提出しなければならない。ただし、キャッシュ・</p>

フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

一〇十 (略)

(報告セグメントの区分)

第百三十五条の二 規則第四十条第二項に規定する報告セグメントの区分は、次に掲げるところによる。

一・二 (略)

(予算原案作成方針)

第百三十六条 企業財務課長は、庁長の命を受け、予算原案作成の都度、その方針を定め、課長に通知しなければならない。

(予算要求書の作成)

第百三十七条 課長は、前条の予算原案作成方針に基づき、その所掌事務に係る当初予算要求書又は補正予算要求書を作成し、必要な資料を添えて企業財務課長に提出しなければならない。ただし、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、決算におけるキャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

(予算の審査)

第百三十八条 企業財務課長は、前条の規定による予算要求書が提出されたときは、その内容を調査し、課長の意見を聞いて必要な調整を行い、当初予算見積書(第六十五号様式)又は補正予算見積書(第六十六号様式)を作成し、意見を付けて庁長に提出し、その審査を受けなければならない。

2 企業財務課長は、前項の規定により庁長の審査を受けたときは、その結果を直ちに課長に通知しなければならない。

(議決予算等の通知)

第百三十九条 企業財務課長は、予算の議決があつたとき、又は予算に関する専決処分があつたときは、直ちにその内容を課長に通知しなければならない。

(予算の配当及び執行計画)

第百四十一条 課長は、第百三十九条の規定による通知を受けたときは、予算執行計画書(第六十七号様式)を作成し、企業財務課長に提出しなければならない。

2 (略)

3 企業財務課長は、前二項の規定による予算執行計画書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、庁長の決裁を受けなければならない。

4 (略)

(予算執行の原則)

第百四十二条 (略)

2・3 (略)

4 課長は、支出予算の執行について、やむを得ない理由により、前二項の規定によることが困難なときは、企業財務課長の承認を受けなければならない。

(予備費の充当)

フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

一〇十 (略)

(報告セグメントの区分)

第百三十五条の二 規則第四十条第二項に規定する報告セグメントの区分は、次に掲げるところによる。

一・二 (略)

三 電気事業については、RDF焼却・発電事業及び水力発電(残務整理)とする。

(予算原案作成方針)

第百三十六条 財務管理課長は、庁長の命を受け、予算原案作成の都度、その方針を定め、課長に通知しなければならない。

(予算要求書の作成)

第百三十七条 課長は、前条の予算原案作成方針に基づき、その所掌事務に係る当初予算要求書又は補正予算要求書を作成し、必要な資料を添えて財務管理課長に提出しなければならない。ただし、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、決算におけるキャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

(予算の審査)

第百三十八条 財務管理課長は、前条の規定による予算要求書が提出されたときは、その内容を調査し、課長の意見を聞いて必要な調整を行い、当初予算見積書(第六十五号様式)又は補正予算見積書(第六十六号様式)を作成し、意見を付けて庁長に提出し、その審査を受けなければならない。

2 財務管理課長は、前項の規定により庁長の審査を受けたときは、その結果を直ちに課長に通知しなければならない。

(議決予算等の通知)

第百三十九条 財務管理課長は、予算の議決があつたとき、又は予算に関する専決処分があつたときは、直ちにその内容を課長に通知しなければならない。

(予算の配当及び執行計画)

第百四十一条 課長は、第百三十九条の規定による通知を受けたときは、予算執行計画書(第六十七号様式)を作成し、財務管理課長に提出しなければならない。

2 (略)

3 財務管理課長は、前二項の規定による予算執行計画書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、庁長の決裁を受けなければならない。

4 (略)

(予算執行の原則)

第百四十二条 (略)

2・3 (略)

4 課長は、支出予算の執行について、やむを得ない理由により、前二項の規定によることが困難なときは、財務管理課長の承認を受けなければならない。

(予備費の充当)

<p>第百四十四条 企業財務課長は、予備費の充当が必要があるときは、庁長の決裁を受けて予備費充当額を定め、これを課長に通知しなければならない。</p> <p>(予算の流用)</p>	<p>第百四十四条 財務管理課長は、予備費の充当が必要があるときは、庁長の決裁を受けて予備費充当額を定め、これを課長に通知しなければならない。</p> <p>(予算の流用)</p>
<p>第百四十五条 企業財務課長は、支出予算の各項目節の間において流用し、又は収入支出予算の目及び節を設定する必要があるときは、流用伝票(第七十号様式)により、庁長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>第百四十五条 財務管理課長は、支出予算の各項目節の間において流用し、又は収入支出予算の目及び節を設定する必要があるときは、流用伝票(第七十号様式)により、庁長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(予算の繰越し)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(予算の繰越し)</p>
<p>第百四十六条 課長は、法第二十六条第一項又は第二項ただし書の規定により予算の繰越しをしようとするときは、予算繰越調書(第七十一号様式)(継続費に係るものにあつては、継続費繰越調書(第七十一号様式))を作成し、当該年度末までに企業財務課長に提出しなければならない。</p>	<p>第百四十六条 課長は、法第二十六条第一項又は第二項ただし書の規定により予算の繰越しをしようとするときは、予算繰越調書(第七十一号様式)(継続費に係るものにあつては、継続費繰越調書(第七十一号様式))を作成し、当該年度末までに財務管理課長に提出しなければならない。</p>
<p>2 企業財務課長は、前項の繰越調書に基づき、予算繰越計算書(継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書)を調製し、庁長に提出しなければならない。</p> <p>(継続費の精算報告)</p>	<p>2 財務管理課長は、前項の繰越調書に基づき、予算繰越計算書(継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書)を調製し、庁長に提出しなければならない。</p> <p>(継続費の精算報告)</p>
<p>第百四十八条 課長は、継続費に係る継続年度(継続費に係る支出予算の金額のうち法第二十六条第一項又は第二項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度)が終了したときは、継続費精算書(第七十二号様式)を作成し、翌年度の四月二十日までに企業財務課長に提出しなければならない。</p>	<p>第百四十八条 課長は、継続費に係る継続年度(継続費に係る支出予算の金額のうち法第二十六条第一項又は第二項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度)が終了したときは、継続費精算書(第七十二号様式)を作成し、翌年度の四月二十日までに財務管理課長に提出しなければならない。</p>
<p>2 企業財務課長は、前項の継続費精算書に基づき、継続費精算報告書を調製し、庁長に提出しなければならない。</p> <p>(合議)</p>	<p>2 財務管理課長は、前項の継続費精算書に基づき、継続費精算報告書を調製し、庁長に提出しなければならない。</p> <p>(合議)</p>
<p>第百四十九条 次に掲げる事項については、企業財務課長に合議しなければならない。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>(支出予算の執行停止)</p>	<p>第百四十九条 次に掲げる事項については、財務管理課長に合議しなければならない。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>(支出予算の執行停止)</p>
<p>第百五十条 企業財務課長は、支出予算の執行について必要があるときは、庁長の承認を受けて当該予算の全部又は一部の執行を停止させることができる。</p> <p>(資料の提出等)</p>	<p>第百五十条 財務管理課長は、支出予算の執行について必要があるときは、庁長の承認を受けて当該予算の全部又は一部の執行を停止させることができる。</p> <p>(資料の提出等)</p>
<p>第百五十一条 企業財務課長は、予算原案の作成及び予算の執行に関し、必要があるときは、課長に対して、資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査することができる。</p>	<p>第百五十一条 財務管理課長は、予算原案の作成及び予算の執行に関し、必要があるときは、課長に対して、資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査することができる。</p>

別表第一勘定科目表(1)水道事業及び工業用水道事業の表中「(二) 大浜浄水場及び上津田大浜浄水場」を削り、別表第一勘定科目表(2)電気事業の表を削り、別表第一勘定科目表(3)各事業共通の科目の表中「(3) 中浜浄水場の浄水」を削る。

別表第四貯蔵品類別表水道事業及び工業用水道事業の表中「大浜浄水場及び上津田大浜浄水場」を削り、別表第四貯蔵品類別表電気事業の表を削る。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第5（第102条関係）

資産単位物品表

科目	資産単位物品	単位	備考
建物	建物	棟	基礎を含む。
	同電灯電力設備	式	配電盤を含む。
	同門柵及び垣根	〃	
	同火災避難設備	〃	火災報知器、非常用放送、避難梯子等
	同消火設備	〃	
	同給排水、衛生設備	〃	浄化槽を含む。
	同空気調節又は換気装置	〃	冷暖房設備を含む。
	同昇降機設備	〃	
構築物 原水及び浄水設備	えん堤	体	
	可動ぜき	門	巻揚装置を含む。
	取水口	式	
	取水塔	〃	
	沈砂池	〃	
	貯水池	〃	原水調整池を含む。
	さく井	〃	
	ポンプ井	〃	
	接合井	〃	
	集水管	m	同一規格、同一延長の取替えは12m以上
	導水管	〃	同上
	弁	個	主体構造物に附帯する弁、直結電動機及び電動装置を含む。
	消火栓	台	
	ゲート	門	主体構造物に附帯する門扉及び巻揚装置を含む。
	スクリーン	式	
	除塵装置	〃	
	水管橋	〃	
	水槽	〃	調圧水槽を含む。
	井堰	〃	
	護岸	〃	
	着水井	〃	
	凝集池	〃	
	沈澱池	〃	
	汚泥溜池	〃	
	かく拌池	〃	
	浄水池	〃	
	ろ過池	〃	
	かく拌機	台	
	排水池	式	
	排泥池	〃	
	濃縮槽	〃	
	天日乾燥設備	〃	
	汚泥掻寄機	基	
活性炭混和池	式		
脱水機	基		
コンベア	式		

配水設備	トンネル	〃		
	開渠	〃		
	緊急給水設備	〃		
	配水池	式		
	水槽	式		
	配・送水管	m	同一規格、同一延長の取替えは12m以上	
	弁	個	原水設備に準ずる。	
	消火栓	〃		
	水管橋	式		
	その他構築物	給水設備	式	他の科目に属さないもの
排水設備		〃	同上	
道路		〃		
橋りょう		〃		
柵・門		〃		
機械及び装置	電気設備			
	発電設備	式	原動機、その他附属設備を含む。	
	電動機	〃	高圧に限る。	
	変圧器	〃	盤内収納を除く。	
	受変電・制御盤	面	コントロールセンタ盤、インバータ盤、ポンプ盤を含む。	
	計器用変圧器	個	盤内収納を除く。	
	計器用変流器	〃	同上	
	遮断器	台	同上	
	断路器	個	同上	
	避雷器	〃	同上	
	コンデンサ	〃	同上	
	引込柱	基	高圧以上装柱設備を含む。	
	電柱	〃	3基を超えるもの	
	電線	m	500mを超えるもの	
	ケーブル	〃	300mを超えるもの	
	照明設備	式	構内	
	鉄構	〃		
	内燃設備	内燃機関	台	
		補機設備	式	
		燃料タンク	台	
		消音器	〃	
	ポンプ設備	取水ポンプ	台	
		導水ポンプ	〃	
		配・送水ポンプ	〃	
		その他ポンプ	〃	ポンプ種別として電気設備に属さない直結電動機を含む。 吐出口径 65φ以上で上記ポンプ設備に分類されないもので、汚泥ポンプ、真空ポンプ等ポンプ設備に附属するもの
導水管		式		
滅菌設備	弁	個	ポンプ設備に附属するもの、直結電動機を含む。	
	滅菌設備	式	タンク、配管、流量計、制御盤を含む。	

薬品注入設備	凝集剤注入設備	式	タンク、配管、流量計、制御盤を含む。
	PH調整剤注入設備	〃	同上
量水器	取引用量水器	台	電磁流量計、ベンチュリーメーター、翼車等（変換器を含む。）
	その他量水器	〃	電磁流量計、ベンチュリーメーター、超音波流量計等（変換器を含む。）
その他機械装置	無線装置	式	呼び出し符号名称ごとに区別する。
	クレーン	台	
	給水設備	式	
	電話設備	〃	
	警報設備	〃	侵入警報設備、一般放送等
	遠方監視制御装置	面	
	ITV装置	式	
	自動水質計測装置	〃	PH計、濁度計、シアン計、残塩計、導電率計、アルカリ度計等
	計算機設備	式	中央監視制御装置、分散制御装置、CRT装置、データ処理装置、ミニグラフィック盤、プリンター、入出力盤等
	気象設備	式	
	計量器	台	水位計、圧力計等
	電気防食設備	式	
	直流電源装置	〃	
	無停電電源装置	〃	
計装盤	面		
空気圧縮機	式		
車両運搬具		台	
工具器具及び備品		式	

備考

門扉は節別に1群として資産単位物品とみなす。

別表第6（第179条関係）

証拠書類の記載要件及び添付書類

区分	記載要件	添付書類
1 共通	1 請求額（又は支出額）及び請求年月日並びに請求者（又は支出先）の住所及び氏名	請求書又は支出調書等
	2 領収年月日並びに領収者の住所及び氏名	領収書
	3 法定代理人でない代理人へ支払うものは債権者の委任状	委任状
	4 契約の履行を確認したものにあっては履行確認書。ただし、契約金額が百万円未満の契約については、省略することができる。この場合、支出負担行為書等に検査年月日及び検査員の氏名を記載すること。	履行確認書
2 報酬、給料、職員手当等及び報償費	1 職名、級号、月額（又は日額及び日数）、時間（又は回数）及び単価	
	2 日割計算については、その計算の根拠及び発令年月日又は認定年月日	
3 退職給与金	元職名、裁定番号及び発令年月日	裁定通知書（写し） 戸籍抄本（死亡給与金のみ）
4 旅費	所属名（又は住所）、職名、用務、目的地、旅行年月日及び旅費額の明細	住民票（移転料請求の場合のみ） 職員が移転後入る住宅が借家又は借間であることを証明する書類（着後手当請求の場合のみ）
5 路面復旧費、固定資産除却費（撤去費に相当するもの）、請負工事費、建物、構築物、機械及び装置、及び修繕費	1 契約金額、工事名、工事場所、品目、契約年月日、着手年月日及び完成年月日並びに完成認定書を省略したものについては検査年月日及び検査員の氏名	工事検査総括監が検査員を決定した場合は、検査決定通知書の写し完成認定書
	2 前金又は部分払金の領収済のものは領収年月日及びその額	前払金保証証書その他前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書その他中間前払金保証を証する書類
	3 債務負担行為による契約に係るものは各年度割額	
6 備消費費、被服費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、動力費、薬品費、会議費、車両運搬具、工具器具及び備品、報償費並びに雑費のうち物品の購入に係るもの	品目、規格、数量、単位、単価及び期間	
7 通信運搬費、広告料、手数料、厚生費、保険料及び雑費	品目、数量、単価、期間、場所及び発着地	
8 委託料及び測量及び調査費	1 契約金額、委託名及び契約年月日	完成認定書又は履行確認書
	2 前金払、概算払又は部分払金の領収済のものは領収年月日及びその額	公共工事に関するものについては、前払金保証証書その他前払金保証を証する書類
9 土地、立木、無形固定資産及び補償費	工事名、所在地、面積、単価及び契約年月日	
10 賃借料及び雑費のうち使用料に相当するもの	所在地、面積、単価及び期間	

11 他会計貸付金、償還金、支払利息、建設中利子、投資、投資有価証券、基金	名称、記号、期日（又は期間）及び利率等	貸付決定書、返還命令（確定通知）書、出捐申込書の写し又は支出負担行為の確認できる書類の写し
---------------------------------------	---------------------	---

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第五号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条、第4条関係） 行政職給料表等級別基準職務表		別表第1（第3条、第4条関係） 行政職給料表等級別基準職務表	
職務の級	職務	職務の級	職務
(略)	(略)	(略)	(略)
5級	1～4 (略) 5 県立病院のセンター長の職務 6 (略)	5級	1～4 (略) 5 (略)
6級	1～8 (略) 9 県立病院の困難な業務を行うセンター長の職務	6級	1～8 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条、第4条関係） イ・ロ (略) ハ 医療職給料表（三）等級別基準職務表		別表第2（第3条、第4条関係） イ・ロ (略) ハ 医療職給料表（三）等級別基準職務表	
職務の級	職務	職務の級	職務
(略)	(略)	(略)	(略)
5級	1～3 (略) 4 県立病院の室長の職務 5・6 (略)	5級	1～3 (略) 4・5 (略)
6級	1～3 (略) 4 県立病院の困難な業務を行う室長の職務 5 困難な業務を行う主幹の職務	6級	1～3 (略)

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

政策企画部関係補助金等交付要綱を次のように定めます。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

政策企画部関係補助金等交付要綱

(補助金等の名称等)

第1条 三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)第23条の規定に基づく政策企画部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)の内容及び補助額又は交付率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(財産処分制限)

第2条 規則第20条第1項ただし書及び同項第2号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具は、別表2のとおりとする。

(証拠書類の保存)

第3条 政策企画部関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後5年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第4条 政策企画部関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 戦略企画部関係補助金等交付要綱(平成27年三重県告示第178号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。
- 旧告示の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- この告示の施行前に旧告示の相当規定による補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

別表1(第1条関係)

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金	県内の過疎地域などの規則で定める地域での居住等又は県内での居住かつ規則で定める産業への就業等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の県内への定着を促進する。	1 在学中に支援対象者として認定を受け、大学等を卒業した者が、就業し、かつ規則で定める地域に居住する場合又は県内で居住し、かつ規則で定める産業に就業する場合に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還額の一部の助成に要する経費 2 大学等卒業後3年以内に支援対象者として認定を受けた者が、就業し、かつ規則で定める地域に居住する場合又は県内で居住し、かつ規則で定める産業に就業する場合に、支援対象者として認定を受けた時点の奨学金借入残額の一部の助成に要する経費	別に定める。	別に定める。
2	高等教育機関若者定着促進事業費補助金	高等教育機関が新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化に対応して行う、県内からの入学者及び県内への就職者を増加させる取組を支援することにより、若者の県内定着を促進する。	新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化に対応して高等教育機関が行う、県内からの入学者及び県内への就職者を増加させる取組に要する経費	別に定める。	大学、短期大学及び高等専門学校の設置者(国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び地方公共団体に限る。)

別表2(第2条関係)

区分	(A) 補助金等の	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産

	名 称	産処分の制限をする期間	処分の制限をする機械及び重要な器具
1	高等教育機関若者定着促進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具

三重県告示第 236 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱(平成 24 年三重県告示第 243 号)の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表に次のように加える。

25	三重県私立学校送迎用バスの改修支援補助金	私立学校における通学時等の児童生徒等の安全確保に向けた取組の強化を図る。	私立小中学校、特別支援学校等における送迎用バスの改修に要する経費	別に定める。	小学校、中学校、特別支援学校等を設置する学校法人
----	----------------------	--------------------------------------	----------------------------------	--------	--------------------------

別表 1(6)の表第 3 号の項 (D) の欄を次のように改める。

別に定める。

別表 1(7)の表中「廃棄物・リサイクル課」を「資源循環推進課」に改め、同表第 4 号の項 (B) 及び (C) の欄を次のように改める。

県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る研究開発並びに産業廃棄物を使った商品開発活動を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る研究開発並びに産業廃棄物を使った商品開発活動に要する経費
--	--

別表 1(7)の表第 5 号の項 (B) 及び (C) の欄を次のように改める。

県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る設備機器の設置を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る設備機器の設置に要する経費
---	---

別表 1(8)の表を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 237 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱(平成 30 年三重県告示第 239 号)の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表第 36 号の項 (C) の欄を次のように改める。

1	近隣市町が連携するがん検診実施体制整備のための経費
2	市町が実施するがん検診におけるナッジ等の行動科学の知見等を活用して行う受診率の向上のための経費
3	市町が実施するがん検診における精度管理向上のための経費

別表 1(3)の表に次のように加える。

44	がん遠隔手術支援等環境整備事業補助金	県民が県内各地域で質の高いがん手術を受けられるよう、手術支援ロボットを使用した手術について指導医が遠隔で支援・指導するための基盤となる通信環	遠隔手術指導・支援を実施する上で必要となる通信環境の整備に必要なネットワーク構築費用、VPN(仮想専用通信網)環境導入費用並びに通信システム及び通信機器	別に定める。	別に定める。
----	--------------------	--	--	--------	--------

		境整備の支援を目的とする。	の購入費		
45	がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業補助金	がん治療に伴う外見の変化によりヘアランスケアを必要とするがん患者を支援するため、医療用ウィッグ、補正用下着等の購入費に対する支援を目的とする。	がん患者ががん治療による外見変貌を補完するための全頭用ウィッグや胸部補正具等の購入費	別に定める。	別に定める。
46	脳卒中・心臓病等総合支援センター運営補助金	脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営に関する補助を目的とする。	脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(4)の表中第 19 号の項を削り、第 20 号の項を第 19 号の項とし、第 21 号の項を削り、第 22 号の項を第 20 号の項とし、同表に次のように加える。

21	三重県介護従事者確保事業費補助金	介護従事者の確保を図る。	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく三重県計画に掲げる介護従事者の確保に関する事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
22	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図る。	独立行政法人福祉医療機構が社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和 36 年法律第 155 号)に基づき、被共済職員に支給する退職手当金の給付に要する経費	別に定める。	独立行政法人福祉医療機構
23	社会福祉研修センター事業費補助金	社会福祉従事者の質的向上を図る。	三重県社会福祉協議会が行う社会福祉研修センターの事業に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会
24	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金	経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の日本語及び介護の専門学習の促進を図る。	外国人介護福祉士の受入施設が実施する日本語学習及び介護の専門学習に要する経費	別に定める。	外国人介護福祉士候補者受入施設
25	介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	介護福祉士等修学資金及び再就職準備金を貸し付けることで介護人材の確保を図る。	三重県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業の運営に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会
26	外国人介護人材集合研修実施事業補助金	外国人技能実習生及び特定技能 1 号外国人の介護技能等の向上を図る。	外国人技能実習生及び特定技能 1 号外国人の受入施設が実施する介護技能向上のための集合研修に要する経費	別に定める。	外国人技能実習生及び特定技能 1 号外国人の受入施設
27	外国人留学生奨学金支給支援事業補助金	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の貸与・給付を行う介護施設等を支援することで外国人介護人材の確保を図る。	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の貸与・給付に要する経費	別に定める。	外国人留学生への奨学金の貸与・給付を行う介護施設
28	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助金	人口減少や高齢化が進んでいる離島や中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等が行う介護人材確保に向けた取組を支援する。	離島・中山間地域等への地域外からの就職促進に要する経費	別に定める。	離島・中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等

別表 1(5)の表に次のように加える。

16	三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金	臨床調査個人票及び医療意見書の電子化を推進する。	臨床調査個人票及び医療意見書の電子化に対応するための環境整備に必要な経費	別に定める。	難病指定医、協力難病指定医及び小児慢性特定疾病指定務医が勤務する医療機関の開設者
----	------------------------------	--------------------------	--------------------------------------	--------	--

別表 1(9)の表中「医療介護人材課」を「医療人材課」に改め、第 27 号の項から第 34 号の項までを削り、第 35

号の項を第 27 号の項とし、第 36 号の項から第 39 号の項までを 8 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

32	麻酔科専門医等育成事業補助金	麻酔科専門医等の確保を図る。	麻酔科専門医等の確保に必要な経費	別に定める。	別に定める。
----	----------------	----------------	------------------	--------	--------

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 名称	(B)	(C)
		規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
2	地域災害拠点病院施設整備費補助金		—
3	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
4	災害医療提供体制推進事業費補助金		
5	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間	—
6	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
7	ドクターヘリ改修支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
8	医療施設施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
9	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
10	心電図伝送システム整備補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
11	病床機能分化推進基盤整備事業補助金		—
12	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
13	医療施設設備整備費補助金		
14	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
15	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
16	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
17	がん診療設備整備費補助金		
18	地域医療体制基盤整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
19	内視鏡訓練施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
20	がん遠隔手術支援等環境整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械、器具及びその他財産
21	脳卒中・心臓病等総合支援センター運営補助金		
22	老人保健福祉施設整備費補助金		大蔵省令に定められている機械及び器具
23	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機

			械、器具及びその他財産
24	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
25	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
26	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
27	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
28	三重県病床転換事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円（補助事業者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物
29	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
30	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
31	三重県口腔ケア活動支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
32	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		
33	三重とこわか健康経営促進補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
34	災害拠点精神科病院設備等整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
35	三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
36	三重県感染症指定医療機関施設・設備整備事業費等補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
37	三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等施設・設備整備事業補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（法人格を有する団体等にあっては 30 万円）以上の財産
38	新型コロナウイルス院内感染防止対策等補助金		
39	三重県新型コロナウイルス感染症医療機関等支援事業補助金		
40	三重県新型コロナウイルス感染症療養者支援事業補助金		
41	新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入体制確保事業補助金		
42	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる職域接種補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産
43	PCR等検査無料化事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
44	みえライフインベーション総合特区推進事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具

45	医薬品等開発促進事業費補助金	及びその他の財産
46	みえライフィノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
47	三重県地域医療再生事業補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
48	三重県看護師宿舎施設整備費補助金	—
49	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金	—
50	三重県看護師等養成所施設整備費補助金	—
51	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
52	三重県病院内保育所施設整備費補助金	—
53	医師官舎整備事業補助金	—
54	I C Tを活用した地域医療連携支援事業補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
55	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金	
56	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金	
57	地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円)以上の機械、器具及びその他財産
58	周産期新生児科指導医育成事業補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械、器具及びその他財産
59	麻酔科専門医等育成事業補助金	

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 238 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 1 号の項（A）の欄から（D）の欄までを次のように改める。

農業委員会交付金	市町農業委員会の組織及び運営の適正化を図る。	1 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員の設置に要する経費 2 農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要する経費	定額
----------	------------------------	--	----

別表 1(2)の表第 2 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

農地利用最適化交付金	市町農業委員会の組織及び運営の適正化を図る。	1 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員の設置に要する経費 2 農業委員会による最適化活動推進のために農業委員会事務局が行う活動に要する経費
------------	------------------------	---

別表 1(2)の表第 3 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

農業委員会ネットワーク機構負担金	県農業会議の組織及び運営の適正化を図る。	1 常設審議委員会及び総会の会議員手当に要する経費 2 職員の設置に要する経費 3 事務所の運営等に要する経費
------------------	----------------------	---

別表1(2)の表第14号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

スマート農業技術と栽培管理体系とを融合させた新たな営農体系であって、産地に適したものの構築に向けた検討会の開催、革新計画の策定及び新たな営農技術体系の検証に要する経費	定額	地域協議会
---	----	-------

別表1(2)の表中第15号の項を削り、第16号の項を第15号の項とし、第17号の項を削り、第18号の項を次のように改め、同項を第16号の項とする。

16	新規就農者育成総合対策事業費補助金(就農準備資金・経営開始資金、就農準備支援事業)	次世代を担う農業者となることを志向する就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して資金を交付する。	1 県が認めた研修機関で研修を受ける就農希望者の研修期間中における生活費の確保に要する経費 2 市町が就農3年目までの新規就農者に対して行う資金の交付に要する経費	事業費の10/10以内 定額	就農希望者 市町
----	---	--	--	-----------------------	-----------------

別表1(2)の表中第19号の項を第17号の項とし、第20号の項及び第21号の項を2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

20	農用地利用集積特別対策事業費補助金(地域計画策定推進緊急対策事業)	意欲ある農業者等への農地集積を加速化し、農業の競争力及び体質の強化を図る。	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地利用者を明確化した「地域計画」の策定に向けた取組に要する経費	定額	市町
21	機構集積支援事業費補助金	市町農業委員会が行う農地法等に基づく事務の適正実施、県農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会への指導・助言等に要する経費を支援することで、担い手への農地集積・集約化を促進する。	1 市町農業委員会が実施する機構集積支援事業に要する経費 2 県農業会議が実施する機構集積支援事業に要する経費	定額 定額	市町又は市町農業委員会 一般社団法人三重県農業会議
22	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業)	経営発展のための機械・施設等の導入を支援し、青年層の新規就農者の確保及び育成を図る。	市町が就農後の経営発展を図る新規就農者の取組のうち、農業用機械・施設等の導入の支援に要する経費	事業費の3/4以内	市町
23	新規就農者育成総合対策事業費補助金(初期投資促進事業)	経営発展のための機械・施設等の導入を支援し、青年層の新規就農者の確保及び育成を図る。	市町が就農後の経営発展を図る新規就農者の取組のうち、農業用機械・施設等の導入の支援に要する経費	事業費の3/4以内	市町
24	新規就農者育成総合対策事業費補助金(サポート体制構築事業)	就農相談段階から研修、就農後の定着まで新規就農者及び就農希望者をサポートする体制の構築を図る。	地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備に要する経費	事業費の1/2以内	市町、協議会等、民間団体
25	農業教育高度化事業費補助金	新規就農者の育成・確保に向け、農業教育の高度化を図る。	農業教育機関における教育カリキュラムの強化、研修用農業機械又は農業設備の導入、農業教育機関等におけるeラーニングの導入、若者の就農意欲を喚起するための活動に要する経費、農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組、その他の取組に要する経費	定額又は事業費の1/2以内	私学の農業高等学校
26	有機質肥料の自給体制構築事業費補助金	化学肥料から有機質肥料への転換を進め、環境への負荷低減と、農家の経営安定・生産性の維持向上を図る。	高品質な有機質肥料を生産する畜産農家と、その肥料を導入して施用する耕種農家による連携した取組に際し、肥料生産と散布作業に必要となる機械等の導入に要する経費	事業費の1/3以内	肥料生産事業者、農業者、農業者団体

別表1(4)の表中第9号の項から第11号の項までを削り、第12号の項を第9号の項とし、第13号の項を第10号の項とし、同表第14号の項(E)の欄中「市町村又は市町村が参画する協議会」を「市町又は市町が参画する協議会」に改め、同項を同表第11号の項とし、同表第15号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改め、同項を同表第12号の項とする。

伊勢茶新商品・新サービス展開事業費補助金	民間事業者の自由な発想を生かし、マイボトルの活用促進につながる伊勢茶商品や、伊勢茶を活用した体験等の開発を促し、伊勢茶に対する新たな需要を創出することで、県内を中心に消費の拡大を図る。	伊勢茶の消費拡大を図るための新たな商品の開発や、外食や観光など多様なシーンでの伊勢茶活用を促進するサービスの開発に係る経費
----------------------	--	---

別表1(4)の表第16号の項を削り、同表に次のように加える。

13	畑地化促進事業費補助金	畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援する。	畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費、水田の畑地化に要する経費	定額	市町又は県や市町が参画する協議会
----	-------------	---	---	----	------------------

別表1(5)の表第2号の項(C)の欄を次のように改める。

株式会社三重県四日市畜産公社が行う次に掲げる事業につき、四日市市が補助するのに要する経費 1 高品質食肉生産拡大対策事業 2 食肉出荷促進対策事業 3 食肉流通促進対策事業 4 経営対策事業

別表1(5)の表第3号の項(C)の欄を次のように改める。

株式会社三重県松阪食肉公社が行う次に掲げる事業に要する経費 1 施設維持対策事業 2 経営対策事業 3 衛生対策事業

別表1(7)の表第5号の項(C)の欄を次のように改め、同項(E)の欄中「市町又は土地改良区」を「市町又は土地改良区等」に改める。

1 用排水施設等整備事業に要する経費 2 次に掲げる事業を行う経費 (1) ため池廃止 (2) ため池の保全・避難対策 (3) ため池地震・豪雨耐性評価等 (4) ため池実施計画策定等

別表1(7)の表第6号の項(A)の欄中「団体営ため池等整備事業費補助金」を「県単農村地域防災減災事業費補助金」に改める。

別表1(7)の表中第28号の項を第29号の項とし、第27号の項を削り、第26号の項を第28号の項とし、第20号の項から第25号の項までを2項ずつ繰り下げ、同表に次のように加える。

21	高度水利機能確保基盤整備事業費補助金	農業生産基盤等の実施を契機として、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な農業を営み、又は営むと見込まれる者への農用地の利用集積を図る。	農地整備事業の実実施計画策定に伴う経費 中心経営体農地集積促進事業に伴う経費	事業費の82.5/100以内	市町又は土地改良区
----	--------------------	---	---	----------------	-----------

別表1(7)の表中第19号の項を第20号の項とし、第17号の項及び第18号の項を1項ずつ繰り下げ、同表に次のように加える。

17	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金(水利施設管理強化事業)	集中豪雨の激甚化・頻発化によって、複雑かつ高度な操作・管理を求められる農業水利施設の役割に応じ、施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図る。	土地改良区等管理施設の管理及び整備補修に要する経費	事業費の50/100以内	市町又は土地改良区
----	--------------------------------------	---	---------------------------	--------------	-----------

別表1(8)の表第2号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

中山間地域等において、平坦地域との生産条件格差に相当する一定額を耕作者等に直接支払うことにより、耕作放棄	1 交付金 市町が集落協定又は個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費 2 推進交付金 市町が中山間地域等直接支払交付金の交付の	事業費の3/4以内。ただし、特認地域にあつては、事業費の2/3以内定額	市町
--	---	-------------------------------------	----

の未然防止を図る。 中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する取組を支援する。	3 実施、指導等に要する経費 中山間地農業推進対策交付金 地域協議会が地域コミュニティの維持に資する活動を行うための調査、計画策定、実証に要する経費	定額	地域協議会
--	--	----	-------

別表1(8)の表中第6号の項及び第7号の項を削り、第8号の項を第6号の項とし、第9号の項を第7号の項とする。

別表1(11)の表中第2号の項を削り、第3号の項を第2号の項とし、第4号の項から第11号の項までを1項ずつ繰り上げ、第12号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改め、同項を第11号の項とする。

1 レーザ計測情報整備	定額
2 路網線形設計支援ソフト等整備	事業費の 1/2 以内
3 所有者情報等の精度向上	

別表1(11)の表中第13号の項を第12号の項とし、第14号の項及び第15号の項を1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

15	カーボンニュートラルの実現に向けた林業GX推進事業費補助金	J-クレジットの活用に向け、ICT等の先端技術を活用した林業DX推進のための取組みを支援する。	林業DXにかかる機器やソフトの導入・利用の取組み等に要する経費	別に定める。	林業経営体等
16	再造林活動推進事業費補助金	新たに造林事業を開始する者等の育成	1 技術の習得・安全衛生研修 2 資機材の整備(レンタル経費を含む) 3 事業立ち上げの際に必要なサポート等に係る外部委託費等	別に定める。	市町、林業労働力確保支援センター、新たに造林事業を開始する者、林業者等の組織する団体(地域の実情に応じた3名以上の者で組織する団体)、林業者等の組織する団体の所属員で知事が認める者
17	「もっと県産材を使おう」推進事業 木造非住宅設計支援事業補助金	非住宅建築物における県産材の需要拡大	木造非住宅建築物の設計に係る経費	別に定める。	木造非住宅建築物の設計業務の発注者
18	ICT技術活用促進事業費補助金	林業の生産性・安全性・収益性の向上を図る目的で、ICT生産管理技術の普及及び高度化のための取組みを支援する。	1 ICT生産管理関連ソフトウェア ICT生産管理を行うためのソフトウェア(施業提案ソフト、木材検収ソフト及び日報管理ソフト)の導入初年度に要する経費 2 林内通信・測位機器 1のソフトウェアと合わせて導入し、データ連携に資する林内通信機器、林内測位機器の導入初年度に要する経費 3 技術カスタマイズ・操作研修 1及び2と併せて実施する以下の取組みに要する経費 (1) ソフトウェアの仕様変更、機器の調整等を行う技術カスタマイズ (2) 1及び2の操作に習熟するための講習会の開催または研修会への参加	事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内	市町、選定経営体等

別表1(12)の表第1号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改める。

1 森林環境保全整備事業 森林環境保全整備事業計画に基づき林業専用道及び林業生産基盤整備道、山村強靱化林道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費	
---	--

(1) 林業専用道整備事業 林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費	
(7) 林業専用道開設	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7 ／10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5／10以内
(イ) 林業専用道改良	本工事費等の1 ／2以内
(ウ) 林業専用道舗装	本工事費等の1 ／2以内
(2) 森林資源循環利用林道整備事業 林業生産基盤整備道及び林業専用道の開設、改良、舗装、老朽化対策及び機能回復を行うために要する経費	
ア 林業生産基盤整備道整備事業 林業生産基盤整備道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費	
(7) 林業生産基盤整備道開設	
a 森林造成林道	本工事費等の7 ／10以内
b 峰越連絡林道	本工事費等の7 ／10以内
(a) 幹線	
(b) その他	
c その他の林道	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7 ／10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5／10以内
(イ) 林業生産基盤整備道改良	
(a) 幹線	本工事費等の6 ／10以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
(ウ) 林業生産基盤整備道舗装	
(a) 幹線	本工事費等の2 ／3以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
イ 林業専用道整備事業 林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費	
(7) 林業専用道開設	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7 ／10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5／10以内
(イ) 林業専用道改良	本工事費等の1 ／2以内
(ウ) 林業専用道舗装	本工事費等の1 ／2以内
ウ 老朽化対策	本工事費等の6 ／10以内
エ 機能回復	本工事費等の6 ／10以内
(3) 山村強靱化林道整備事業 山村強靱化林道の開設、改良、舗装及び老朽化対策を行うために要する経費	
(7) 山村強靱化林道開設	
a 森林造成林道	本工事費等の7 ／10以内
b 峰越連絡林道	本工事費等の7 ／10以内
(a) 幹線	
(b) その他	
c その他の林道	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7 ／10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5／10以内

(イ) 山村強靱化林道改良	
(a) 幹線	本工事費等の6 ／10以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
(ウ) 山村強靱化林道舗装	
(a) 幹線	本工事費等の2 ／3以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
(エ) 山村強靱化林道老朽化対策	本工事費等の6 ／10以内
(4) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	本工事費等の5 ／10以内
林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等に要する経費	
(5) 林道関連施設整備事業	本工事費等の7 ／10以内
作業ポイント及び接続路の整備を行うために要する経費	
2 農山漁村地域整備交付金	
農山漁村整備計画に基づき森林基幹道、森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設、改良及び舗装等を行うために要する経費	
(1) 林道開設事業	
森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設を行うために要する経費	
ア 森林管理道	
a 森林造成林道	本工事費等の7 ／10以内
b 峰越連絡林道	本工事費等の7 ／10以内
(a) 幹線	
(b) その他	
c その他の林道	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7 ／10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5 ／10以内
イ 林業専用道	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7 ／10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5 ／10以内
ウ 森林施業道	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7 ／10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5 ／10以内
(2) 森林基幹道整備事業	
森林基幹道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費	
(ア) 森林基幹道開設	本工事費等の7 ／10以内。ただし、市町以外に係るものにあつては、8.5 ／10以内
(イ) 森林基幹道改良	
(a) 幹線	本工事費等の6 ／10以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
(ウ) 森林基幹道舗装	
(a) 幹線	本工事費等の2 ／3以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
(3) 林道改好事業	
森林管理道、林業専用道及び森林施業道の改良を行うために要する経費	
(a) 幹線	本工事費等の6

(b) その他	／10以内 本工事費等の1 ／2以内
(4) 林道舗装事業 森林管理道、林業専用道及び森林施 業道の舗装を行うために要する経費	
(a) 幹線	本工事費等の2 ／3以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
(5) 林道関連施設整備事業 林業用作業に利用する用地及び作業 ポイント、接続路の整備を行うために 要する経費	本工事費等の7 ／10以内
(6) 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネル、橋 梁等の点検診断又は補修、更新等を行 うために要する経費	
(7) 林道点検診断	本工事費等の1 ／2以内
(イ) 林道補修、更新等	本工事費等の6 ／10以内
3 地方創生道整備推進交付金 地域再生計画に基づき林道の開設、改 良及び舗装を行うために要する経費	
(1) 林道開設事業 森林基幹道、森林管理道及び森林施 業道の開設を行うために要する経費	
a 林業生産の基盤及び生活環境 の整備を総合的に行う林道整備	本工事費等の7 ／10以内
(a) 過疎、振興山村指定地域に 係るもの	
(b) その他の地域に係るもの	
b a以外の森林基幹道整備	本工事費等の7 ／10以内
c a及びb以外の森林管理道及 び森林施業道整備	
(a) 過疎、振興山村指定地域に 係るもの	本工事費等の7 ／10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の 6.5／10以内
(2) 林道改良事業 林道の改良を行うために要する経費	
(a) 幹線	本工事費等の6 ／10以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
(3) 林道舗装事業 林道の舗装を行うために要する経費	
(a) 幹線	本工事費等の2 ／3以内
(b) その他	本工事費等の1 ／2以内
(4) 林道保全整備事業 既設の林道について、トンネル、橋 梁等の点検診断又は補修、更新等を行 うために要する経費	本工事費等の6 ／10以内

別表 1(14)の表第 2 号の項 (C) の欄及び (E) の欄中「三重県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改め、同表第 8 号の項から第 11 号の項までを削り、同表に次のように加える。

8	藻類養殖の適正化 対策事業費補助金	黒ノリ養殖における食 害被害を軽減して収穫 量の増大を図るため、 漁場の特性に応じて実 施する食害防除活動に 対する支援を行う。	三重県漁業協同組合連合会や漁業協 同組合が、養殖業者と連携して実施 する食害防除活動（食害防止ネット の設置等）に要する経費	定額(上限 50 万円)	三重県漁業 協同組合連 合会、漁業協 同組合
---	----------------------	---	---	-----------------	---------------------------------

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 239 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表中第1号の項及び第2号の項を削り、第3号の項を第1号の項とし、第4号の項及び第5号の項を削る。

別表1(7)の表から別表1(9)の表を削り、別表1(6)の表を別表1(8)の表とし、同表の前に次の一表を加える。

(7) 産業イノベーション推進課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助(交付)率	(E) 補助対象者
1	インキュベーション促進補助金	スタートアップや県内企業等が行う新規事業を支援することで、企業の新陳代謝とさらなる成長を促進して、三重県経済の発展につなげる。	県内に拠点を置くスタートアップや県内企業等を対象として、新規事業創出のための新サービス・製品の検証や実装を財政的に支援する。	1/2以内	県内に拠点を置くスタートアップや県内企業等

別表1(5)の表中第11号の項を削り、第12号の項を第11号の項とし、第13号の項を削り、第14号の項を第12号の項とし、第15号の項を削り、同表を別表1(6)の表とする。

別表1(4)の表に次のように加え、同表を別表1(5)の表とする。

16	高度部材に係る産業競争力強化支援事業費補助金	産学官連携等に留まらない、既存の枠組みを超えた様々な人、組織、機関等が融合する「場(舞台)」を構築し、高機能品に係る新たな製品開発や機能拡充開発の共同研究や市場ポジションの獲得支援を行うことにより、北勢地域を中心とする県内のマテリアル産業における競争力の強化、県内産業におけるイノベーションの創出による経営の向上、及び、中小企業の課題解決を図る。	公益財団法人三重県産業支援センターが実施する事業に要する経費	別に定める。	公益財団法人三重県産業支援センター
17	水素ステーション設置補助金	カーボンニュートラル社会の実現に向けて、脱炭素エネルギーである水素の活用促進及び県内における今後の水素需要拡大に向けて、大型FCトラック等への水素充填が可能な水素ステーションの設置促進を図る。	乗用車及びFCトラック等に充填する機能を有する水素ステーションの設置に係る経費	別に定める。	別に定める。

別表1(3)の表を別表1(4)の表とし、別表1(2)の表の次に次の一表を加える。

(3) 障がい者雇用・就労促進課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助(交付)率	(E) 補助対象者
1	労働福祉対策事業補助金	勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上等を図る。	勤労者の地域、家庭等でのワーク・ライフ・バランスを促進するための活動に要する経費	別に定める。	労働団体、労働福祉団体、経営団体等で構成する実行委員会
2	シルバー人材センター連合会事業補助金	高齢者の就業機会の増大及び福祉の増進を図る。	公益社団法人三重県シルバー人材センター連合会の事業運営に要する経費	別に定める。	公益社団法人三重県シルバー人材センター連合会
3	技能向上対策費補助金	職業訓練及び技能検定の普及及び振興を図る。	三重県職業能力開発協会の事業の実施に要する経費	別に定める。	三重県職業能力開発協会

別表2の表中第10号の項を削り、第11号の項を第10号の項とし、第12号の項及び第13号の項を1項ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

三重県告示第240号

観光部関係補助金等交付要綱を次のように定めます。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

観光部関係補助金等交付要綱

(補助金等の名称等)

第1条 三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)第23条の規定に基づく観光部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)の内容及び補助額又は交付率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(証拠書類の保存)

第2条 観光部関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後5年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第3条 観光部関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示(令和5年三重県告示第239号)による改正前の雇用経済部関係補助金等交付要綱(観光資源課関係、海外誘客課関係に限る。)による補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

別表1(第1条関係)

(1) 観光振興課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助(交付)率	(E) 補助対象者
1	公益社団法人三重県観光連盟事業費補助金	県内観光事業の健全な発達及び振興並びに地域の活性化を図るとともに健全な観光旅行の普及発達及び国際観光の振興の促進を図る。	次に掲げる事業の全部又は一部を行うために要する経費 1 観光客の誘致拡大を目的とした観光情報の収集発信、広報宣伝及び調査研究に関する事業 2 観光産業及び観光文化の振興に関する事業 3 地域の特色を生かした観光地振興に関する事業 4 ボランティアガイド等県内観光振興に必要な人材の育成及び観光地美化等観光基盤整備への支援に関する事業 5 外客誘致促進に関する事業 6 1から5までのほか、公益社団法人三重県観光連盟の目的を達成するために必要な事業	別に定める。	公益社団法人三重県観光連盟
2	地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金	高付加価値旅行者による2泊3日以上(3泊4日)の県内観光周遊を促進するため、受入態勢の強化及び周遊ルートの構築を支援することで、観光地と宿泊施設等との連携による往来を活性化させ、コロナ後のインバウンド受け入れも見据えた拠点滞在型観光を推進し、長期滞在による観光消費の増加につなげる。	宿泊施設の改修、観光施設の改修及び二次交通の品質向上に係る整備に要する経費	別に定める。	別に定める。

(2) 海外誘客課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助(交付)率	(E) 補助対象者
1	海外MICE誘致促進補助金	県内で開催される国際会議の開催経費の一部を助成することにより、国際会議の誘致促進を図る。	国際会議開催に要する経費(交通費等)	別に定める。	国際会議主催者
2	広域連携インバウンド推進協議会等負担金	県内の観光地域づくり法人(DMO)等が広域で推進するインバウンド誘致にかかる経費を負担することにより、高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化を図る。	観光地域づくり法人(DMO)等が中心となって協議会等の推進体制を構築し、高付加価値旅行者の誘致や観光地の高付加価値化を図るための取組に要する経費。	1/2 以内	観光地域づくり法人(DMO)等
3	産業観光推進事業費負担金	産業観光事業を関係団体と連携・実施することで、産業観光を推進する。	産業観光を推進する経費	別に定める。	三重県産業観光推進協議会

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
